

公益社団法人 日本柔道整復師会・機関誌

Feel!Go!

日整広報

VOL.261



令和4年度通常総会開催
伊藤述史前理事が
第二十代会長に

公益社団法人 日本柔道整復師会
www.shadan-nissei.or.jp

日整貸与超音波観察装置(sv7)の会員への貸出について

日整は、「匠の技 伝承」プロジェクト10年計画の中で、日整会員施術所への超音波観察装置導入を推奨しています。

これから超音波観察装置を導入しようとする会員、新型機種を検討されている会員に対して、標記超音波観察装置の貸出を始めました。

希望に応じて機器取扱い説明等のサポートも致します。

貸出を希望される会員は、所属の各都道府県柔道整復師会にお問い合わせください。



会員限定メール配信ツール 日整ニュースレター

今、日整が伝えたい内容を配信します。

会員の皆様にリアルタイムでダイレクトに情報を発信しています。

(新型コロナ対応)会員支援事業の追加支援策も随時配信しております。

右記の登録サイトからメールアドレスを登録して下さい。

QRコードからも簡単に登録できます。



<https://www.shadan-nissei.or.jp/Newsletter/Reg/> 検索



日整のホームページ

ホームページは
こちら👉👉👉

<https://www.shadan-nissei.or.jp/>



2 | 就任挨拶
日本柔道整復師会会長 伊藤述史

4 | 令和4年度 通常総会報告

8 | 令和4年度上期 各部報告

特集記事

**令和6年の料金改定に向けて
厚労省の高宮室長に聞く**

12



18 | REPORT1 柔道整復療養費検討専門委員会報告

20 | REPORT2 令和4年度の「帰一賞」受賞者の発表

21 | REPORT3 市川^{おさむ}初代会長の孫・正氏へ帰一賞を贈呈 先達の思い 編纂伝承を称える

「匠の技 伝承」プロジェクト

第1回指導者養成講習会 開催

22



26 | シリーズ連載 エコー観察装置講座(初級編6)

超音波で運動器をみる

32 | 「匠の技 伝承」プロジェクト 活動報告

第42回北信越学術大会富山大会ワークショップ

34 | 日整学術大会 開催報告

令和4年度日整主催学術大会一覧

36 | 令和4年度周年記念式典開催日

学術・生涯学習講習会開催のお知らせ

37 | 連載第9回 柔道に学ぶ道

38 | 理事会だより

42 | 編集後記



Feel!Go!の最新号およびバックナンバーは日整ホームページでもご覧いただけます。

●日整ホームページ <https://www.shadan-nissei.or.jp/>



就任挨拶



公益社団法人日本柔道整復師会
会長 伊藤 述史

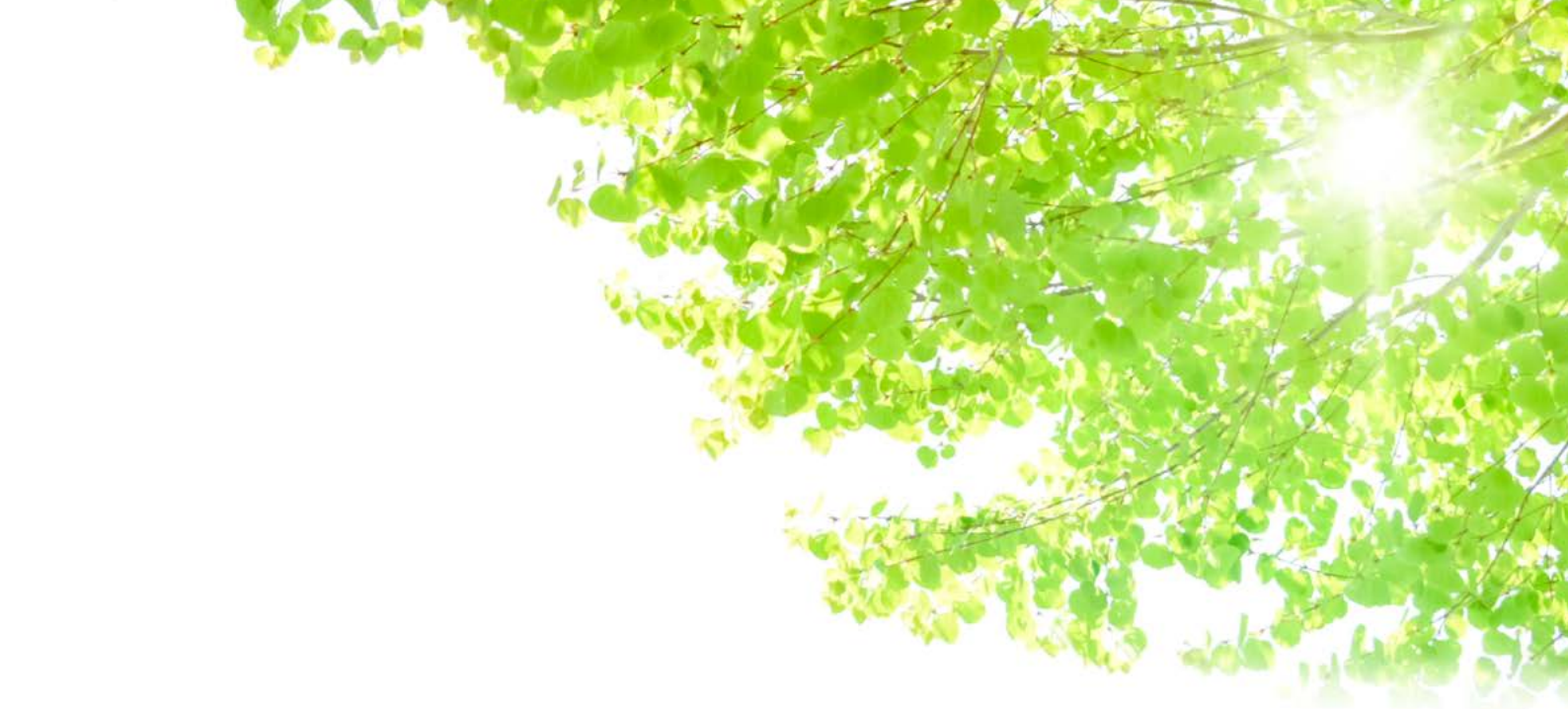
この度、通常総会において信任をいただき、新たに会長に就任いたしました東京都の伊藤述史でございます。浅学非才の身ではありますが、全国の日整会員、業界のため粉骨砕身努力してまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

会員の皆様の信頼に応えるべく全身全霊で業務に邁進し、内外に向けての行動結果により皆様に恩返しができるよう最善の力を傾注し、柔整業界の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

私は会長就任にあたり、早々の実行に移さねばならないことは、会員の皆様との共通意識をさらに強めることが一義と考えております。会員の皆様からの貴重な声を実感、その代弁者となり対外的に対応し、日整会員の業務と生活を守ることが最重要であると捉えています。日整が一事、一事を実現するためには皆様との強い絆が不可欠であり、一致団結して立ち向かっていかなければなりません。

そのためには常日頃から会員の皆様と意見を交わし、コミュニケーションをとることが大変重要となります。全国各地に伺うことは勿論ですが、オンラインによる情報交換など可能な限り時間を割き自らが聞く耳をもってこの困難な時期に立ち向かってまいりたいと考えておりますので、何卒ご理解ご協力の程、宜しくよろしくお願い申し上げます。

さて、いまだ新型コロナウイルス感染症の収束は見えず、患者様の来院回数減少等により、会員の皆様はじめ全国の柔道整復師が疲弊して大変なご苦勞を強いられていることは我々の共通認識として捉えております。「ピンチの後にはチャンスあり！」私は、このピンチがこの業界を変えるための最高のチャンスでもあるのではないかと考えております。



今あるものを一から見直し、新しいものを創り上げていく。例えば、オンライン会議が普通に行われるようになりました。様々な会議において全国をオンラインで結び意見交換を行い、その貴重な意見や情報を吸い上げ組織運営に生かしていくことが出来るようになったと感じています。

戦略的にはこうした時代の変化の中で、従来のようなトップダウンではなく、業界の内外に「やるべき内容の丁寧かつ十分な説明、疑問の解消、理解と同意、そして実行していく」というボトムアップ方式に変えていく必要があると考えております。“柔道整復師になって良かったなあ、日整の会員になって良かったなあ”と本当に実感し次世代に安心して繋いでいけるような組織運営を目指していきたいと思っています。

私が今目標としているのは、

- ①療養費の受領委任払いを堅持していくこと
- ②組織力強化を図り、日整会員の比率を高めること
- ③電子請求の仕組みと取り組み方を分かり易く周知すること
- ④新しい施術料金体系の仕組みを確立すること

この目標4点は喫緊の課題であり、急がなければならないと考えております。

さらに、これから開業を考えている平成生まれの若い世代の柔道整復師の先生方が、【がんばれば報われる】、そして、【仕事にワクワク、ドキドキする】ような明るい業界を築き上げるための改革を行い前進していくことを身命に誓い、この一身を捧げてまいります。

会員の皆様には、是非ともご協力を賜り、日整という大きな組織ではありますが、全員がベクトルを一致させこの最大難局を切り抜けていきたいと思っております。国民に寄り添い信頼を得てきた“柔道整復師”、患者様の拠り所となる“接骨院”“整骨院”、を日々念頭に皆様と一緒にこの業界を夢ある新しいものに創り上げていきましょう。

今後も引続き叱咤激励をいただき、何とぞ倍旧のご指導、ご鞭撻を賜りますよう重ねてお願い申し上げます、会長就任のご挨拶とさせていただきます。

伊藤述史前理事が第二十代会長に 「日整の信頼回復に努める」

公益社団法人日本柔道整復師会(以下、日整)は6月26日午後1時より、日本柔整会館で令和4年度の通常総会を開催した。役員改選では、会長に伊藤述史会員(東京都)、副会長に長尾淳彦会員(京都府)をそれぞれ選出した。任期は、定款に基づき令和5年度の通常総会終結時まで。この他、令和3年度決算案などの議案をすべて賛成多数で承認した。



松岡会長「断腸の思いで退任を決心」

冒頭、令和3年度中に亡くなった100名の会員に対する黙祷を行った。

この日、松岡保会長は欠席。代わりに挨拶を行った三橋裕之副会長は、令和4年度の料金改定について「我々としては納得いくものではありませんでしたが、明細書に関して一部の検討内容については何とか押し戻して、2年後の料金改定時に改めて協議することになります」と説明。また、償還払いについては、「健保連が求めていた保険者ごとではなく、患者ごとになりました。患者ごとにその都度確認作業を行いますので、患者側に改善が見られればその場でリセットされます」などと述べた。

柔整療養費については、翌6月27日に厚生労働省の審議官が日本柔整会館を訪れて、抜本的な見直しに向けた協議が行われる予定であることを報告した後、「何か進展があればお知らせしますので、よろしく願います」と語り、挨拶を終えた。

続いて、三橋副会長は松岡会長から預かった書簡を

読み上げた。松岡会長は5月初めに体調を崩し、現在も療養中。書簡に「本来なら再度日整会長職に立候補し、皆さまからの信任を得た上で与えられた職責を全うしたかったのですが、かねてより体調不良が続いているため主治医に相談した結果、長期療養が必要ということでドクターストップがかかり、断腸の思いではありますが任期満了をもって日整会長職の退任を決心しました」と記し、退任する意向を表明した。



三橋副会長

役員および代議員に対しては、「在任中は格別のご厚情をいただき、心より厚く、厚く御礼申し上げます。また、病氣療養中にも過分なるお見舞いメールもいただき、誠に有り難くも大変心苦しい限りです。本来ならこの場で直接お会いしてご迷惑のお詫びと退任のご挨拶を申し上げるべきですが、何分にも病氣療養中のため、メッセージに

て失礼いたしますことを何卒ご容赦下さい。短い在職期間ではございましたが、会長職を皆さんと務めさせていただいたことは、何事にも代えがたい有意義な素晴らしい経験でした」とお礼の言葉を述べた。

また、「代議員の皆さまにおかれましては、本日発足する新執行部にもこれまでと変わることなく絶大なる支援、ご理解、ご協力を」と訴えとともに、新執行部には「全国の会員を代表し、我々の業界が長年抱える課題や浮かび上がった歪みを解消すべく一致団結し、与えられた職責を全うしていただきたい」とエールを送った。

その後、通常総会の議長には宮下治由会員（福井県）、副議長には櫻田裕会員（宮城県）が選任された。続いて岡田安正事務局長が、代議員総数97名、総会成立に必要な出席者数は定款に基づき過半数の49名以上となるのに対し、本日出席の代議員92名、代理人選任届を提出した代議員2名、議決権行使書を提出した代議員3名で合計97名となるため、この日の通常総会が成立することを報告した。

また、議事録署名人には小池良二会員（北海道）と藤本義秀会員（山口県）がそれぞれ選任された。



左から宮下議長、櫻田副議長

会長1名、副会長1名が立候補

会長1名、副会長1名を選出する役員改選では、会長に前理事の伊藤述史会員（東京都）、副会長に現職の長尾淳彦会員（京都府）の各1名のみが立候補。これにより、信任投票となった。

通常総会当日は、11人の会員で構成される選挙管理委員会が役員改選を進行した。

投票場は2階の役員室。代議員は、それぞれが持っているIDカード番号の下1ケタの数字ごとにグループ分けされており、下1ケタの数字が1のグループから順に、委員の誘導に従って投票場へ入って投票を行った。

全代議員が投票を終えた後、開票作業を行った結果、両候補とも過半数の賛成票が得られたことから、伊藤会員の初当選と長尾会員の再選が決まった。任期

は、今年3月13日の臨時総会で改正された定款に基づき、来年の通常総会終結時まで。

<投票結果>

- [会長] 伊藤述史（東京都）
・投票総数97票（うち、議決権行使書3票）
・有効票 70票 無効票27票
- [副会長] 長尾淳彦（京都府）
・投票総数97票（うち、議決権行使書3票）
・有効票 69票 無効票28票



伊藤新会長

その後、挨拶に立った伊藤新会長は「真っ先にやらねばならないのは、日整という組織の信頼回復に努めること。皆さんと一致団結してしっかり進めねばなりません。相当危機的な状況」と危機感をあらわに。「関係省庁や関係団体に出向き信頼関係をしっかり築きたい」と信頼回復に全力で取り組む姿勢を示した。

会員に対しては「コロナ禍で会員の皆さまは非常に苦勞されており心痛めていますが、逆にある意味でこの業界を変える最高のチャンスがきているとも言えます。今あるものを全部一から見直して新しいものを作っていきます」と宣言した。コロナ禍で一気に広まったリモート会議システムも活用して、会員の様々な意見を吸い上げて組織運営に生かしたい考えも示すとともに、「新たな仕組みや制度を作ることで、『柔道整復師になってよかった』、『会員になってよかった』と思える組織運営をしていきたい。そして、『柔道整復師になってよかった』、『頑張れば頑張るほど報われる業界なんだ』と思ってもらえるような、ドキドキワクワクする業界をつくっていききたい」と力強く抱負を語った。

令和3年度決算案、会費免除者案を承認



石原財務部長

第1号議案「令和3年度決算案の承認について」の審議では、まず三橋副会長が、全国4地区で学術大会を開催したことや、「匠の技

伝承」プロジェクト指導者養成講習会の実施など、令和3年度に行った事業の概要を説明した。

続いて、石原誠財務部長が同年度の決算案の概要を一通り説明した後、「令和3年度は、コロナ禍でも事業活動が再開できるよう各部が工夫して、日整全国少年柔道大会の無観客開催など少しずつ事業が再開された結果、事業支出は前年度より約3000万円増額となりました。ただ、この額は令和2年度にほとんどの事業が中止となったためです。令和4年度も先行きが不透明ですが、引き続き会員支援・会員増強に向けた組織対策や、費用対効果を見据えた事業の見直しなど、様々な観点で会員の浄財である会費の有効活用を検討したい」と総括した。

監査報告では、高橋政夫監事が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの事業年度の計算書類（貸借対照表など）と明細書、財産目録は適正であったことなどを報告。その上で、「年度後半に、日整の基本理念に反する想定外の事件が発生したのは残念。組織は相互間の信頼関係が大切であり、役員に選ばれた方は日整の倫理綱領を忘れずに職務執行をお願いしたい」と力を込めた。

その後、挙手による採決で賛成が過半数を占めたため、決算案は原案通り可決された。

これを受けて三橋副会長が発言を求め、「決算案の承認を受け、法律の規定にもとづき内閣府に『事業報告等に係る報告書』を提出します。内閣府の指導などで報告書に変更の必要性が生じた場合、基本的な部分については変更を伴わない時は理事会に対応を一任いただきたい」と提案。挙手による採決の結果、賛成多

数となったことから、変更時の対応について提案通り可決された。

第2号議案「令和4年度の会費免除者案の承認について」の審議では、三橋副会長が満85歳以上で40年以上会費を納入した新規の終身免除会員21名、年間総収入160万円以下もしくは生活保護を受けている会員17名が会費免除の対象になる旨を説明。挙手による採決の結果、代議員の過半数が賛成して原案通り可決された。

コロナ禍を受け、質問を事前に募集

前回と同じく、今回の通常総会でもコロナ禍のため帰一賞の表彰式を行わず、マスク着用・手指消毒の徹底など基本的な感染対策を求めた他、執行部への質問や要望は、あらかじめ文書による提出を求めることとなった。当日までに、3会員から提出があった。

このうち、芦澤卓也会員（宮城県）は、スポーツ庁の有識者会議が中学校の部活指導に外部の人材を活用する「部活動の地域移行」を提言したのを受け、日整主導で柔道部外部指導者の養成を推進するよう要望した。

これに対し、三橋副会長は「日本スポーツ協会（JSPO）では、適切な資質・能力を身に着けたスポーツ指導者を育成するために、競技別の公認スポーツ指導者資格を設けています。柔道については、柔道指導に関する基礎的な知識、技能があり、初心者から都道府県大会レベルの選手を指導する他、地域スポーツクラブや公共団体などが主催する柔道指導事業に協力する『公認柔道コーチ1』と、各地域、都道府県での競技者育成・強化にあたる『公認柔道コーチ3』の2つが該当します」などと説明。「この提言を受けて、文部科学省がどう整理するのかわせていく必要がありますが、柔道整備師がスポーツを通じて地域に貢献することは重要と考えておりますので、文科省から具体的な方向性が示された段階で、会員に対して積極的に講習会などを受講するよう呼びかけたい」と回答した。

柏木久明会員（長野県）の質問は、併給問題についての対応と今後の見直しなどについて問いただ

す内容。

回答に立った伊藤保険部長は、「厚生労働省をはじめ関係各位と十分議論を経ないまま拙速に



柏木会員

進めたことを深く反省しており、あらためてお詫び申し上げます」と率直に述べた上で、「今後、専門家にもお願いしながら問題解決を図り、柔整療養費の厳格な取り扱いができるよう厚生労働省をはじめ保険者に働き



伊藤保険部長

かけ、理解が得られるようにするのが私の責務です。任期の来年6月までには結果を出したいと思っておりますので、何と

ぞご理解ください」と答えた。これに対し、柏木会員は通常総会の場であらためて発言を求め、この問題で会員が疲弊している旨を訴えて早急な対応を要望した。

また、服部和人会員(三重県)は、役員報酬の計算方法や、事業別収支計算書の各事業活動支出の多くで1000万円超の金額が計上されている「その他諸経費」の中身について質問した。

対して、石原財務部長は前者について、「役員改選後の理事会で俸給表に乗っ取って決定しています」



服部会員

と回答。後者は「役員報酬や職員の給与・手当、福利厚生費、通信運搬費、備品・消耗品費、修繕費、印刷製本費、光熱水道費、保険料、租税

公課の科目においては、『公益認定等ガイドライン』を参考に基準を設定し、各事業の『その他諸経費』に計上しています。コロナ禍で各事業特有の費用発生が少ないため『その他諸経費』の比率が高いのはご指摘の通りですが、公益会計の財務3基準を維持するため、ルールで認められた必要な措置」として理解を求めた。

若い会員の意見を生かす仕組みを求める声も

当日は、これら事前提出の質問以外に、挙手による質問も受け付けた。

藤本進会員(兵庫県)は、「各都道府県からの要望を共有できるシステムの検討を」と要望を行った。



藤本会員

これに対し、三橋副会長は「今後は、今よりも早く各都道府県会長の先生方にいろいろと情報提供をしていきたい」と回答した。

阪本仁司会員(大阪府)は、「若い世代の会員から意見を吸い上げるシステムがないので考えていただきたい」と要望。

これについて、三橋副会長は「新執行部としては、将来的に都道府県の執行部を担うという意識を持った若い会員の方々に日整へ集まっていただいて、意見を出していただく企画を今検討しているところです。実行する際には、各都道府県会長の先生方に候補者の抽出をしていただくことも考えております」などと回答した。



阪本会員

総務部

●総務部報告

昨年7月より各部との連携をはかり事業を進めてまいりました。

部長連絡会議と理事会については、WEB会議と対面での会議を交互に開催することとしている。また、3月27日全国会長会をWEBと対面でのハイブリッドにて行った。本年、WEB会議で開催した全国総務部長会議を、今後もWEB会議で開催し、意見交換を行っていきたいと考えている。

●保健・介護予防事業推進室

日本機能訓練指導員協会のベーシック講習会を令和3年12月5日、12日東京都においてハイブリッドにて開催し100名を超える参加を得た。また、令和4年7月30日、31日、京都府で同じくハイブリッドにて開催し55名の参加者を得た。本年2月、3月で開催する予定で新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い延期となっていた「アドバンスコース研修会」を対面により8月20日から開催する予定としている。さらに、11月6日には東京大学高齢社会総合研究機構長、未来ビジョン研究センター教授の飯島勝矢先生を特別講師として「フレイルと機能訓練」に関するシンポジウム開催する予定である。

●個人契約サポートセンター

昨年8月にセラピスト・キャンプとの企画によりYouTubeによる入会促進企画を行った。その後、コロナ禍ということもあり日整HP上で相談窓口を開設し、新規開業のサポートや個人契約の柔道整復師からの質問や意見等に対して回答するなどの活動を継続

している。

●災害対策室

トクモ安否確認システムを構築し、2月22日WEBで開催の理事会で防災訓練のテストとしてメール配信を実施した。その後、3月16日の深夜に福島県を中心とした震度6強の地震が発生、直ちにシステムが稼働し、関係者からの返信などが迅速になされた。また、3月25日に日整防災訓練を全国規模で実施し、メール配信を行ったところ返信について迅速な対応ができ良好な結果を得た。さらに、7月30日には対策室会議を開催し災害救護に向けた検討を行う予定である。

(副会長 三橋 裕之)

財務部

6月26日に開催されました日整通常総会において令和3年度決算案をご承認いただきました。令和4年度も会員の皆様の浄財である会費を預かる立場として、引き続き透明性のある適切な会計処理を実施してまいりますのでご協力の程よろしくお願い申し上げます。

(財務部長 石原 誠)

学術教育部

●匠の技伝承プロジェクトと日整学術大会、今後の活動について

このプロジェクトは、各都道府県に主たる指導者を育て、その指導者が中心軸となり会員の整復固定技

術の底上げと資質の向上を築き上げ全国ネットでの研修制度確立を一義として目指しています。

2022年度日整学会大会の会場ではワークショップを開設し、「整復法固定法の研修」「超音波観察装置導入」の啓発を進めています。

これらのプロジェクト活動は段階的に進め、最終的には「いつでも、どこでも、技術の平準化」に向けた、日整水準の確立を目指すものです。

【第1段階】

超音波観察装置を各都道府県に貸与し、拠点作り
 目標：講習会等の会場となる拠点(47都道府県会場)の接続環境整備

- ① 2021年度 全国ネットWEB会議構築
 (日整と拠点とのオンライン環境を利用)
 - ② 2022年度 すべての拠点と双方向での講習を可能にするネット環境を構築
 (webカメラや画像伝送キャプチャーボード等を貸与)
- 5月、9月に対面による指導者養成講習会実施
 (指導者評価確認):ハイブリッド方式
- a.対面型の講習会で指導者評価確認
 - b.各拠点での会員参加型の講習会スタイルの検証

【第2段階】

目標：拠点を利用した会員講習スタイルの実証
 整復固定・超音波観察装置のワークショップを拠点方式(一般会員体験型)



- ① 2022年度日整学会大会エコーワークショップ方式
 同様の講師講義と実技体験
- ② 日整(講師)とオンライン連携し拠点(指導者候補による)で行う会員指導の(サポート)講習スタイル
- ③ 一般会員がエコーに触れて、動かして、見るという基本を実技体験する。

【第3段階】

目標：拠点のホスト機能の検証
 今後のブロック単位、各都道府県単位の講習を仮想



- ① 全拠点がホスト可能か否かを後半の指導者養成講習会で実証する
- ② 11月・2月(2023年)指導者養成講習会で新規重点部位を講習
 47都道府県と日整が双方向でのオンライン講習

【最終段階】

■2023年度以降、整備した接続環境を利用して各種セミナー等に活用

以上、段階的に拠点の整備が出来ることにより、日整(日本柔整会館)を起点として、全国の柔道整復師関係者を対象とした全国ネットのセミナー、研修等が可能となり、今後は会員のみならず全国に向け、充実した教育研修や保険研修、新規入会者サポート研修等への活用協力を考えている。

(学術教育部長 森川 伸治)

して、大会当日の3日前までとしています。

また昨年は選手団に抗原検査を行いました、感染状況によっては今年もお願いするかもしれません。

コロナ禍の状況により、今年もいろいろな面が流動的になってしまう事もあるかと思いますが、ご協力のほどよろしく願いいたします。

(事業部長 竹藤 敏夫)

事業部

11/20に講道館で行われる柔道大会ですが、「日整全国少年柔道大会」、「日整全国少年柔道形競技会」、「全国柔道整復師高段者大会」の3大会を開催いたします。

ただ、昨年同様に新型コロナウイルス感染症対策のため無観客開催となります。

会場に入館できるのは、選手、監督、少年柔道チームのコーチ、審判員、日整役員、委員係員、学生補助員のみとし、すべての入場者はマスクを着用してもらいます。

次に、これも昨年同様ですが、密を避けるため大会ごとに選手は入れ替え制をとります。

また、開・閉会式・表彰式はできるだけ簡略化し、表彰状などは後日発送にて対応します。

少年柔道大会と形競技会のYouTube配信は昨年同様行う予定です。

高段者大会の選手も密にならないように少年柔道大会が始まったあと、時間差で入場してもらいます。高段者大会は講道館5階の女子部道場で行います。

大会の申し込み期限は8月末ですが、コロナ禍により、少年柔道大会や形競技会の予選が中止になることや、会場が予約できないといった場合もあるかと思えます。その場合は昨年同様、9/23まで申し込みを受け付けることとします。

大会の申し込みが8月末で間に合わない場合は、あらかじめ日整の事務局までご一報ください。

また、選手変更は昨年に引き続き、コロナ禍対策と

広報部

広報部は、第一に【いかに日整会員の利益に資するか】、第二に【情報をいかに早く正確に伝えるか】、第三に【いかにして業界を一般の方に知っていただくか】、第四に【いかにすれば柔道整復師が日整に加入してもらえるか】、第五に【業界の盟主としての存在感をいかに発揮するか】を広報コンセプトとして活動しています。

そのために、まず基本となるコンテンツは日整広報「Feel!Go!」です。広報誌では業界トップの広報誌らしく威厳のある、しかも会員や行政、保険者、その他の業界団体に対し、必要かつ重要な情報誌としての役割を担っています。内容的には業界トップの視点をはじめ、日整が一丸となって取り組んでいる「匠の技 伝承プロジェクト」に代表される一連の指導者養成講習会の連載記事。骨折、脱臼の整復、固定法、超音波観察装置の記事などに代表されます。また260号では特集記事として日整初代会長の市川敏(おさむ)先生を特集しました。

会員にメールアドレス登録をお願いしているニュースレターを利用して、速報版として会員版「日整トピック」によるタイムリーな情報発信を心掛けています。日々刻々と変化する業界のことや日整理事会、柔道整復療養費検討専門委員会、保険情報、役員の活動状況、外部組織との取り組み等々について、時間を待たず発信し、その内容も多岐にわたります。

なお、メール登録は現在約53% 7,760名の登録です。全員登録いただくことにより、さらにその発信力

は高まりますので、メール登録の協力をお願いいたします。

ラジオ深夜便では長尾淳彦副会長の執筆による「柔道整復師から学ぶ 百歳時代の健康作り」を連載記事として取り組んでいます。

各都道府県のオンライン会議の啓発とWEB会議システムの有効活用として、日整が使用しているZOOM等のWEB会議システムの空き時間帯を各都道府県に開放することを考えております。これからWEB会議の導入を考えている場合のお試しやZOOM 1アカウント契約では足りないとお困りの社団はぜひご利用いただきたいと思います。

現在の広報部の会議方法は、もちろんWeb会議が主流ですが、全国の広報部員の先生方とのやり取りは、地域的や時間的差異がありますので、なかなか十分に連絡が取れるといった状況ではありません。そこでlineワークスという通信アプリを活用しています。これは普通のlineと同様に無料で使用できます。一番の特徴は配信したときに誰がそのメッセージを見たかが瞬時に分かります。Eメールも非常にメリットがあるのですが、簡単なやり取りはlineワークスの方が使いやすいように思います。メールではいつ誰が見て確認してくれているのかが分かりません。その意味でもこのツールは有効です。これに加えて、MEGAというクラウドストレージを使っています。lineワークスとうまくマッチングさせ、データはMEGAに、情報交換はlineワークスで、という方法で業務の簡素化とスピード化、確実さ、そして経費の削減を実現しています。

そして現在、特に取り組んでいる改革は日整のホームページの改修です。特に「柔道整復師とは」には毎日300～400名のユーザーアクセスがあります。つまりそれだけ日整に興味をもっていただいている方が多いということです。これを逃す手はありません。さらに分かりやすく、そして次のステージに引き込むようなコンテンツにしていきたいと広報部一同で思案、思索しているところです。また、文字表現を少なく、動画を多くし、視覚的な感性に訴えかける内容に変革できればと考えています。

広報の及ぼす力は大きいものがあります。メディアやSNSによる宣伝、アピールによる影響力は絶大です。広報部としてもっと広報の方法を改革改善していく余地はあるものと考えています。

日整広報部は、これからも会員各位の忌憚のないご意見やご指導をいただきながら、さらに日整および業界発展の一助となるべく努力を重ねて参りたいと願っています。

(広報部長 山崎 邦生)

柔整療養費の抜本的見直しを主張 令和6年の料金改定に向けて 厚労省の高宮室長に聞く

本年6月の柔整療養費の料金改定率は+0.13%であり、その範囲内で明細書発行体制加算13円を月1回算定で調整されました。日整は、このような改定率が続けば業界の死活問題になることを懸念し、三橋裕之副会長、山崎邦生広報部長、新井宏オンライン・デジタル推進室長の3名が6月16日(木)に厚生労働省保険局医療課を訪れ、2年後の料金改定に向けての方針などを保険医療企画調査室長の高宮裕介氏(役職は当時)に聞きました。



新井オンライン・デジタル推進室長



山崎広報部長



三橋副会長



高宮室長

三橋副会長(以下、三橋)：本日はお忙しいところ、お時間をいただきありがとうございます。令和4年度の料金改定ではいろいろと配慮いただきありがとうございました。しかし、今回の改定内容は、改定率が過去最低の+0.13%の中で行われましたが、プラス改定になったという感じがしないのです。室長としては、今回の料金改定をどのようにお考えですか。

高宮室長(以下、高宮)：令和4年度料金改定にあたりご協力いただきありがとうございました。柔整療養費は平成24年度から減少を続けている中、新型コロナの影響もあり、柔道整復の施術所は厳しい状況にあることは認識しています。そのような中で令和4年度の改定率は、医科の2分の1ということで、+0.13%ということとなっ

ています。少しではありますがプラス改定を確保したところですが。改定の内容については、保険者側から、保険者単位での償還払いへの変更を行うと強く主張される中で、それを留保するのであれば、明細書交付の義務化、患者ごとの償還払いへの変更を実施するよう強く求められ、大変厳しい調整となりました。

明細書交付の義務化についてですが、今回は+0.13%の改定財源の制約があり、明細書発行体制加算の算定を月1回とせざるを得ない中で、職員数の少ない施術所の業務負担を鑑み、明細書発行機能があるレセコンを使用している施術所であって、かつ、常勤職員3人以上の施術所を義務化の対象とすることになりました。明細書の交付については、施術内容の透明化、

患者への情報提供の推進、業界の健全な発展を図る観点から進めるものであり、今回の明細書発行体制加算を活用していただき、明細書発行へのご協力をお願いします。また、令和6年度改定に向けて、明細書発行体制加算の算定回数、対象の拡大などを議論していくこととしていますのでご協力をお願いします。

三橋:今回、令和6年度の改定において、調査結果や改定財源を踏まえ、明細書発行体制加算の算定回数、額及び義務化対象拡大、交付回数について検討し結論を得ると整理されました。しかし、診療報酬改定で医科が伸びない状況の中、令和6年度の料金改定では0.13%以下になることも考えられると思っています。その場合、明細書発行体制加算などはどうなるのでしょうか。室長はどうお考えでしょうか。

高宮:診療報酬の改定率については、政府、与党との調整のうえ、予算編成過程の中で決定されることになりますので、現時点で令和6年度改定についてお答えすることはできません。厚生労働省としては、診療報酬、療養費について必要な改定が出来るような改定率が確保できるよう努めていきたいと思っています。

三橋:柔道整復師の施術所は一人でやっているところがほとんどで、その中で明細書を発行するという負担が大きくなると思っています。今回月1回の算定で13円ということになりましたが、それでは厳しい。やはり毎回算定できるようにしていただきたいと思っています。例えば、料金改定とは別に予算を確保することはできないのでしょうか。

高宮:療養費の料金として考えるのであれば、料金改定の予算ということになり、療養費とは別ということであれば、予算的に言えば補助金ということになるのかと思います。それについては、必要に応じて予算編成過程

で検討することになると考えています。

三橋:明細書発行義務化の対象が今回は常勤職員3人以上ということになりましたが、2年後の改定に向けて、この条件が今後の検討で撤廃された場合、今の柔整療養費の料金では職員を雇用することはできません。

このような状況から検討専門委員会で柔整療養費の抜本的な見直しについて保険者も含め検討していきたいと発言しました。室長はどのようにお考えでしょうか。

高宮:まず、明細書発行体制加算については、医科及び歯科診療所は毎回算定になっています。療養費についても、財源の制約がなければ毎回算定ということに整理することになるのではないかと考えています。そのように出来るよう努めていきたいと考えています。

次に療養費の抜本的な見直しということについてですが、先日の日整顧問団世話人会でも先生方から、柔道整復師を取り巻く課題や将来像・方向性等について、厚生労働省の方でも療養費としての医療保険という観点だけでなく、国家資格、施術所という観点も含め保険局と医政局で検討してはどうかとご助言いただいたところです。これらを踏まえ柔道整復療養費や柔道整復師を取り巻く課題や将来像・方向性等について日本柔道整復師会のご意見もお伺いしながら保険局と医政局で検討していきたいと考えて

いますので、ご協力をお願いいたします。

三橋:検討専門委員会の中で、保険者側委員からオンライン請求が始まるまでの対応として請求代行業者を厚生局に登録制にしたらどうかとの意見が出ましたが、我々としては、現行制度ではあり得ないことだと思っています。その点はいかがでしょうか。

明細書の毎回算定を 補助金の対象に検討

高宮: 検討専門委員会において、オンライン請求導入までの間、療養費を施術管理者に確実に支払う方法をどのように考えるのか議論いただいているところです。その中で、請求代行業者の登録制というご意見が出ました。それ以外にも施術管理者が委託できる業務の明確化などの意見もいただいております、これらの意見も含め検討専門委員会でご議論をいただきたいと思っております。

三橋: 平成28年から適正化に向けて施術者の意見として提案し、平成30年に施術管理者の要件の強化として、実務経験3年と2日間の研修の受講、審査会の権限強化などをしてきて、現時点で改善が図られている中、専門委員会で保険者側の委員がすべて否定的な意見を発言するようなことがあります。以前、日本医師会の委員から、全て否定するのではなく、こうすれば可能であるとか建設的な意見を言ってもらいたいというような発言がありました。この点について厚生労働省から何かできないものでしょうか。

高宮: 検討専門委員会については、三者で構成される審議会です。保険者側委員、施術者側委員そして公益者側としての学識経験者の構成です。それぞれの立場で意見が異なることはあると思いますが、検討専門委員会では柔整療養費のあり方を審議して療養費を使った施術を通じ、被保険者等の健康の保持、増進につなげていくということは、保険者も施術者も同じだと思いますので、建設的な議論がなされるよう事務局として努力したいと思っております。

三橋: オンライン請求については、公的審査支払機関のもとで審査・支払いを実施する方向で議論がスタートしましたが、今日はオンライン・デジタル推進室長の新井から伺わせていただきます。

新井オンライン・デジタル推進室長(以下、新井): オンライン請求については、柔整側としてデジタル化を推進し、請求を紙からデジタルにしようということで、以前から研究をしてきました。今後どうやって実現させていくのかということを検討専門委員会でも提案するのですが、いつからするのか、誰がお金を出すのかということで保険者から反対され、ずっと進まない状況です。

そのような中、柔整療養費は10年間約1,000億円減少する現実を見たときに、その配付のされ方自体に問題があって、それを健全な状態に戻すためにデジタル化をすることが必要と考えています。そうすると、いわゆるイレギュラーなやり方は確実に通用しなくなります。ですから早く導入すべきだと考えています。オンライン資格確認と医療の方で診療報酬の請求、資格確認のための医療機関と支払機関をつなぐラインを構築していますが、柔整療養費について、医科のものをそのまま使用するようなシステム構築をしようとする、その費用は膨大になることを考えるとなかなか実現は難しいと思っています。柔整療養費で必要な情報というのは医療の情報に比べ遥かに少ないので、かける費用を考えればそこまでする必要はないのではと思っています。実際、療養費のオンライン資格確認については、厚生労働省からの提案を受けて相談をしながら進めてきましたが、柔整療養費についていえば、被保険者資格さえ分かればい

いということで、医科等とは別の方法の検討を進めてきて、本年3月に実証実験をしたところです。それと組み合わせた電子請求を実施しないと、柔整療養費はますます減少していってしまうと考えられ、コロナ禍でも大きなダメージを受けています。医療に対しては、業務に支障がでないよう補助金が手当てされますが、柔道整復師

厚生局に請求代行業者を登録制にする意見も

にはそれがないのです。

このようなことから電子化を早く開始する必要があると思っています、どこをどうすれば一番効率的に出来るかは日整が一番よく知っていると思っています、日整として簡易版のシステムのモデル事業でよいので早くスタートさせ、課題がでたら改善する、これを繰り返しながら進めていけるよう、現在、システムの検討をしています。

概要が整理できたら説明させていただきたいと思っていますのでよろしくお願いたします。早くオンライン請求を開始しないと、業界がますます傾いてしまい、施術に來ている患者ひいては国民に不利益になるようなことにならないか心配しています。

高宮: 検討専門委員会では令和8年度を目標にオンライン請求を開始する案を示したところですが、導入の期限を決めて検討するのではなく、足元の課題をひとつひとつ検討して、議論を積み上げていくことが必要との意見がありました。このため、議論が積みあがるように検討していくことを考えています。また、日整で検討されている簡素なオンライン請求システムというものを教えていただければ、検討の中で生かせるものは生かして検討していくよう考えていきたいと思います。

新井: 今の制度に則った電子請求と抜本の見直しに関しては、柔整療養費は技術料としての料金ですが、これについて職員を雇用出来るという観点、あるいは介護では認められている施術所を維持するための観点で見直しができないかと研究をしています。まとまりましたら一度お話しを聞いていただきたいので、よろしくお願いたします。

三橋: 検討専門委員会が発言していますが、今の予定でオンライン請求開始が令和8年ということで、それまで何もなくてもよいのかということです。準備が必要な

は当然ですが、医科と柔整では規模が違いますから、もっと前倒しで進める方法もあるように思います。また、支払いの部分では、保険者が現在の協定・契約の規定どおりに、契約の場合には施術管理者に直接支払えばいいことなのですが、支払手数料のこともあり、保険

者がすぐに対応するのは厳しいとは思っています。この点はいかがでしょうか。手数料については施術者が払っても良いとも思っています。

高宮: 療養費の支払い先を施術管理者の口座に限定することについては、保険者にもいろいろなお考えがあると思います。支払い手数料だけでなく業務量も関係してくると思います。手数料を施術者が負担するという事は、負担者が逆になるので、施術者全体にどのように説明し理解を得ていくのかということが課題だと思います。

三橋: 療養費支給申請書の返戻については、審査会の権限強化によって国が定めた公的審査会から直接施術管理者に戻すようになってきました。そこへ審査委託をしていない健康保険組合だけがなかなか進まないのです。健康保険組合が出来ないと施術管理者に適切に療養費を払うことにならないということになります。この間に、ホープのような事件がまた起こることだって考えられます。

山崎広報部長(以下、山崎): 日頃からご尽力をいただき、ありがとうございます。いま、会員はとても疲弊しています。生活ができない状況に追い込ま

れています。地方の柔道整復師は低収入の方が多く、このような状況では、子供を大学に進学させることもままならず、生活が非常に厳しい状況です。こういう状況で将来に希望がもてないという若い会員が増えています。新型コロナウイルス拡大で患者数が減少し廃業する者も出てきています。

令和8年度を目処に 電子請求の開始を

また、養成校の学生で開業するという希望をもっている人は少なくなってきました。今回の料金改定にしても、総枠としては4億円程度であり施術所1か所当たりになると7800円程度のものです。これだと患者が多いところは良いですが、それ以外はマイナスという結果になるだろうと思います。

このような状況をご理解いただき、柔道整復師が生活できる料金になるようご配慮いただきたいと思えます。

三橋:先日開催された日整顧問団世話人会でも、今回の料金改定で食べていけるのかとのお尋ねが先生方からありましたけれど、即、食べていけませんと回答しました。それなら抜本的な見直しを考えなければいけないのではないかとご発言がありました。厚生労働省保険局だけでなく医政局も交えて話し合いをしようかというお話しがありましたが、これについてはいかがでしょうか。

高宮:医政局と保険局で療養費、施術所の経営、養成校の状況など幅広い観点で課題を洗い出し検討していかなければならないと考えています。医療保険以外の収入が考えられないかなども含め、幅広い視点で検討していきたいと思えます。

三橋:審査会の医師が言っていたのですが、鍼灸、あん摩マッサージの審査会で支給申請書を見ると、柔道整復師なんてものではないと。健康保険組合は裁量権をもっているの償還払いにできますが、協会健保、国民健康保険、後期高齢などはそれができない。あきれぐらいの金額があがってきているようです。現状として医師の同意の確認するくらいしかできないと思うのです。慢性疾患等についてはチェックできないと思えます。柔整療養費が下がり続ける中で、あはき療養費はプラスに

なっていることについて納得がいけないのです。これも考えていただきたいと思えます。

新井:財源の制約ということで料金改定をしていますが、鍼灸・あん摩マッサージの療養費は増加していますが、柔整療養費だけが大幅に減少しているのです。

そこは我々は納得がいけないのです。適正化は進んでいるのですが、適正化のゴールがどこなのか、どこまでやらなければならないかが分からないのです。適正化については、平成30年に実務経験、審査会の権限強化など実施し、その結果が出てきている中、その点を見ずにさらに適正化と言われる。この内容をどのようにみているのでしょうか。審査基準を統一しようということは以前からありましたが、2つの公的審査会がありますが健保組合はそれに参加していません。また、審査基準については、国保と協会けんぽはほぼ同じ基準なのですが、健保組合の審査基準にはばらつきがあり、ひどいのは「柔整には支払わない」というようなことを言っているところもあるのです。適正化ということで、我々は業界に悪い輩がいるのは分かっているから、これまで言われるままに協力してきました。そしたら真面目にやっている柔道整復師が生活できなくなるような状況になってしまいました。その点について医療保険とは別のことも考えなければいけないのかと思っているところです。

我々は、患者さんを治してから予防の観点での指導として、例えば歩き方の指導をしています。そうすることで高齢者が寝たきりにならないようになり、怪我や病気の予防につながる。それで医療費、療養費の削減になれば保険者にとっても良いことだと思うのです。今のよう形で削減一辺倒というだけでなく、今後必要となるとこ

医療保険以外の収入も 幅広い視点から検討

るへの効果的な財源投入を考えるべきだと思います。ぜひ、医療保険とは別の財源も検討していただきたいと思っています。

三橋:いま、話が出ました予防の観点というのはどうなのでしょう。

高宮:保険とは別に自費の取り扱いできるものをどう考えるかだと思います。長尾先生が話をしていた、介護予防の取り組み、市町村が実施する介護事業等に広げていくことも一つの対応だと思います。どうしたら出るのか整理していくことが必要だと思います。

三橋:日本鍼灸師会と日本機能訓練指導員協会を立ち上げ、機能訓練指導員として介護、介護予防にかかわれるよう研修会などの活動をしています。今年11月には、東京大学の飯島勝矢先生をお招きして、フレイルについてのシンポジウムを開催する予定です。最近では、フレイルトレーナーとして活動する柔道整復師が徐々に増えています。そういう意味で、予防の観点で行う部分を自由診療、患者さんに負担していただくということではできないのでしょうか。

高宮:それは考えられることだと思います。どのように整理していくか考えなければなりません。

山崎:適正化については、日整から指導されているから、都道府県社団は会員には強く指導しています。その結果としてこのような療養費の数字になっている部分もあるのではないかと思います。一方で社団以外の柔道整復師で適正化とは真逆のことをする柔道整復師がいるという現実があることについて矛盾を感じています。いずれにしても真面目な柔道整復師がそれなりの対価を得ることが出来、生活できるよう考えていかなければならないという思いです。

新井:オンライン請求について、デジタル庁との関わりはどのなのでしょう。電子化するためには、会員を指導しながら進めて行かなくてはならないと考えています。それは大変な労力を使うことになると考えていて、デジタル化を推進するという日整が行うた

めの補助金などの検討もお願いいたします。

高宮:オンライン請求を具体的に進めていくことになれば、厚生労働省だけでなくデジタル庁と一緒に進めていくことになります。オンライン請求を導入するための補助金についても考えられなくはないと思います。

山崎:施術所の広告について、目に余るものが散見されますので規制出来るようご検討をお願いします。

高宮:医政局と保険局で、柔道整復師をとりまく課題を検討する中でご意見をいただきたいと思っています。

三橋:広告が違法の場合について、協定、契約の中で受領委任を取り消けせるよう専門検討委員会で決まりました。保健所はやる気なのですが、法改正等指導できる根拠等体制ができていないので、そこから先に進まない状況があります。違法な広告をして患者を誘引してはならないということが方針に加わっていますが実行が進んでいません。

今回、検討専門委員会の中でいろいろと議論させていただきました。今日は要望が多くなったように思いますが、貴重なお時間をいただきありが

とうございました。

医政局と保険局が とりまく環境を検討

第23回 柔道整復療養費検討専門委員会

厚生労働省社会保障審議会医療保険部会の第23回柔道整復療養費検討専門委員会が日比谷国際ビルコンファレンススクエアにてウェブ会議により開催され、療養費を施術管理者に確実に支払うため、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとともに、オンライン請求の導入について、令和3年8月6日以降議論された内容及び今後の議論の進め方を議論することになった。

まず、事務局から資料の説明があり、「今後の議論の進め方」(図1)が示された。その後、議論に入った。

まず、三橋委員が「3月24日にも発言したが、オンライン請求の開始を令和8年4月からというのは無理があり、オンライン請求導入までの間の『療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み』を検討することが重要と考えている。」と改めて発言し、伊藤委員からも協定と契約という局長通知に基づき実施することが重要としたうえで、事務局から示された今後の議論の進め方について了承する方向である旨伝えた。

保険者側委員からは、これからオンライン請求については、社会全体の方向性を考えれば必然の考え方であり、現状、あり方を大きく変えることになる。プロセス、ルールを明確にして進めていくことを前提にコスト面でも効率的であるかなどの検討も必要であるとの発言があった。また、今後検討するに当たっては、現状、現場実態、業務実態の把握が非常に重要であり、最優先課題と考えているとの発言

があった。

また、他の保険者側委員は、公的な関与の下にオンライン請求を導入することについて事務局から提案がなされているが、保険者としては受け入れがたいものもあり、健保法第87条を逸脱した提案があるとの考えを示した。今後、課題を検討するうえで検討スケジュールを示してほしいとの要望をし、ワーキンググループでは技術的なことを計画的に詰め、専門委員会で制度としてどうあるべきかを検討するのが良いとの発言があった。

審査支払機関の立場で、実務的なことを検討していくワーキングには、国保も参加させていただくとの発言があがり、これまでも発言してきたようにシステム作りは大きな仕事であり、慎重かつ確実に作っていくことが非常に大切である。また、実務を担っている47都道府県の国保連合会とも要所、要所で合意形成をしながら進めていくことが必要となるので、ある程度時間が必要となる。そのような前提があるうえで、提示された今後の進め方について

図1

今後の議論の進め方

○3月24日の専門委員会において、事務局から「令和8年度から、審査支払機関が施術管理者からオンライン請求を受け付け、審査支払機関が施術管理者に療養費を支払う工程表(案)」が示されたところ、保険者側、施術者側ともに、令和8年度の導入は難しいという意見であった。

○他方で、社会全体や医療分野のデジタルトランスフォーメーションが進められる中で、療養費の施術管理者への確実な支払い、請求代行業者の不正防止、オンライン請求による施術所や保険者の事務の効率化、審査の質の向上等を図るため、柔道整復療養費について、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組みとし、オンライン請求を導入することは重要である。

○このため、令和4年度において、施術所のレセコン導入状況等や国保連合会の業務実態等を把握し、オンライン請求における審査支払いの標準的な業務フロー・実務的課題※等について実務者等で検討を行い、それらの検討状況等を踏まえ、引き続き、専門委員会において、公的な関与の下に請求・審査・支払いが行われる仕組み、オンライン請求の導入について検討を進めることとする。

※申請書記載項目、添付資料、記録条件仕様、施術・部位等のコード、施術機関コード、患者署名、チェックマスタ等

○また、オンライン請求導入までに一定の時間を要することから、それまでの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」についても、専門委員会において、引き続き検討する。

合意するとの発言があった。

その他それぞれの立場からの意見が出たが、最終的に「今後の議論の進め方」については了承された。

次に、オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」について、事務局から資料の説明があり、その対応(案)(図2)が示され議論に入った。

対応(案)については、1つ目は施術管理者が外部委託できない業務を明確にしてはどうか、2つ目は施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体に限定してはどうかというものである。

この対応案について、長尾委員から(1)の①～④までは対応策ではなく、施術管理者がやるべきことであり、各委員はそのような認識をもつことが必要であると発言し、三橋委員から「まずやるべきことは通知に基づく協定書と受領委任の取扱規程(契約)に基づいて実施するようすべき」と発言した。今回示されている(1)②の返戻に関することについては、現行の受領委任の取扱規程28に明記されているものであるとも付け加えた。

伊藤委員からも、同様に昭和63年の協定と個人

との状況に立ち戻り、取扱いをしていくことが必要と発言した。

保険者側委員からは、(1)①、②が課題だとの考えを示したが、オンライン請求が導入するまでの間、施術管理者に確実支払いをすることは必要だと認識しているとの発言があった。

また、他の保険者側委員は、対応案(1)がこれは当たり前と言うのはそのとおりで、当事者でない復委任業者をどのように縛りをかければ確実に支払う仕組みになるのかということに議論を深めるべきとの考えを示した。

さらに、他の保険者側委員からは、(1)についてはオンライン請求を先取りすることにはなるが、保険者と施術管理者の負担をなくするために支払基金に振込統合が出来ることを前提として、対応(案)には賛成する。また、(2)については要件を厳しく検討していくことが必要と考えるとの発言があった。

その他、各委員それぞれの立場から意見がかわされた。

最後に、座長から事務局に対して、本日の議論の中で、委員から色々な意見、要望が出たが、これらを踏まえ今後の議論を進めるための資料を作成するよう指示し、専門委員会は閉会となった。

図2

オンライン請求導入までの間の「療養費を施術管理者に確実に支払うための仕組み」の対応策(案)		
対応策(案)	見込まれる効果	課題
(1) 施術管理者が外部委託できない業務を明確化 ・ 受領委任協定・契約を改正し、施術管理者は、以下の業務を外部委託できないことを明確化する。		
① 療養費の支払いを受けること ・ 保険者から療養費の支払いを受ける口座は、施術管理者名義の一つの口座とする。	・ 請求代行業者による不正事例により、療養費が施術管理者に支払われないことが防止される。	・ 保険者の事務負担、振込手数料負担の増
② 支給申請書の返戻の送付を受けること ・ 保険者からの支給申請書の返戻の送付先は、施術管理者の施術所の所在地とする。	・ 施術管理者が知らないまま、請求代行業者により、支給申請書の修正等が行われることが防止される。	・ 保険者の事務負担、郵送料負担の増
③ 支給申請書の作成 ・ 支給申請書は、施術管理者が作成する。	・ 支給申請書の作成や施術録の記載・管理を請求代行業者が行い、施術管理者が知らないまま、不正な請求につながっている場合があると指摘されている中で、施術内容に即した適正な支給申請や施術録の記載・管理が行われるようになることが見込まれる。	・ 施術所の事務負担
④ 施術録の記載・管理 ・ 施術録は、施術管理者及び勤務する柔道整復師が記載し、開設者及び施術管理者が保存する。		
(2) 施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体に限定 ・ 受領委任協定・契約を改正し、請求代行業務を行う団体の登録要件を定めて、施術管理者が請求代行業務を委託する団体を厚生労働省に事前登録された団体(厚生労働省ホームページに掲載)に限定する。 「登録要件(例)」 ・ 柔道整復師を主たる構成員とする団体であること ・ 構成員に医療保険の研修・指導を実施していること ・ 構成員に不正・不当な請求を行わせていないこと ・ 定款を定めていること、決算書を公開していること ・ 役員から反社会的勢力が排除されていること 等	・ 施術管理者が請求代行業務を委託する団体(請求代行業務を行う団体)について、一定の質の確保が図られる。	・ 請求代行業務を行う団体の登録要件、登録方法、指導方法等の検討 ・ 請求代行業務を行う団体が不足する場合は、保険者の事務負担、振込手数料負担、郵送料負担の増、施術所の事務負担の増 ・ 行政の事務負担の増

令和4年度「帰一賞」受賞者の発表

今年も恒例の「帰一賞」の発表が行われ、計12名が受賞した。

今年度の「帰一賞」受賞者が4月28日の理事会で決定した。今回、帰一功労賞6名、帰一学術賞1名、帰一精錬賞5名の計12名が受賞。これまでを通算すると、帰一功労賞を300名、帰一学術賞を45名、帰一精錬賞を51名の方々が受賞されている。

「帰一賞」とは

柔道整復師業界の発展に著しく寄与された会員に贈られる日整最高荣誉賞として、昭和46年に制定された。賞名は講道館柔道の創始者である嘉納治五郎先生の雅号「帰一斎」と、『整骨新書』の著者であり、江戸時代の整骨医の中で学識人格ともに優れた各務文献先生の雅号「帰一堂」の双方にちなんで命名された。

平成29年の総会から、「帰一功労賞」「帰一学術賞」に加え「帰一精錬賞」を授与している。

「帰一精錬賞」は、長年にわたり柔道の指導を通じて青少年少女の健全育成をすることにより、地域社会に貢献し、その功績が顕著であると認められる会員に対して贈られる。「精錬」の名称は、全日本柔道連盟の会長である日整顧問の山下泰裕先生が発案された。

令和4年度「帰一賞」受賞者(敬称略順不同)

帰一功労賞:6名



田代富夫(栃木県)



竹内廣尚(東京都)



阿部松雄(新潟県)



河合優(富山県)



川口靖夫(大阪府)



布施正朝(大阪府)

帰一学術賞:1名

帰一精錬賞:5名



渡邊英一(神奈川県)



荻野義之(埼玉県)



町田尚司(埼玉県)



河邊法隆(香川県)



安東鉄男(大分県)



奈須開生(宮崎県)

おさむ 市川劔初代会長の孫・正氏へ帰一賞を贈呈 先達の思い 編纂伝承を称える



左から静岡県柔道整復師会 鈴木会長、市川正氏、山崎日整広報部長

大日本柔道整復師会初代会長 市川劔先生のお孫様にあたる市川正氏に公益社団法人日本柔道整復師会(以下、日整)から帰一賞が贈られた。

令和4年7月8日(金)午後1時、公益社団法人静岡県柔道整復師会の鈴木努会長と共に市川家に二度目の訪問をした。そこで市川正氏に持参した帰一賞の盾をお渡しすることができた。

この帰一賞は、御祖父である市川劔先生がどのようにして日整の礎を築いてこられたか。また柔道整復術のバックボーンとも言える柔術や古武道の歴史まで遡って調査し、その記録を約30数年にわたり研究してこられた功績に対する感謝の意を示すものである。

その資料は膨大なものであり、かつ貴重な資料である(特集記事は日整広報誌Feel! Go! 260号に詳しく掲載しているのでご一読いただきたい)。

それまで、初代会長の存在は知られていたにも拘わらず、詳細な歴史や功績は日整も把握していな

かった。それが広く業界に公表されるに至ったことは歴史的な功績であるというて良い。日整としても欠けていた歴史のページを埋めることができたことは誠に喜ばしいというのが正直なところである。

正氏が、黙々と研究を続けてこられたのは、誰の評価を得ようというものではなく、ただただ、ご家族に過去に歴史を築いた人物がいたという事実をそのまま後世につなげたいというその崇高なお気持ちだったと思われる。そのお姿をご子息の奥様である市川一代氏ががたまたま日整創

立百周年事業のアナウンスを日整ホームページでご覧になり、日整側に百年前の初代会長市川劔先生のことをお知らせいただいたのである。そこで初めて市川劔先生の実像が浮かび上がってきたという経緯である。やはり、そこには言葉では言い表せない、神の仕業としか言えないような不思議さがある。このまま我々柔道整復師の起源が不明のまま知られずに過ぎ去ることを考えると足がすくむ心持ちになる。

日整は、この功績に対し、心からのお礼を申し上げると共に帰一賞授与という形で、感謝の気持ちを表したところである。

いつまでもお元気で、そしてご家族の愛に包まれて和やかにお過ごしいただきたいと願うばかりである。そして、いつまでも柔道整復師の行く末を見守っていただきたい。

広報部長 山崎 邦生

匠の技 伝承プロジェクト

Takumi no waza Densho Project



令和
4年度

第1回指導者養成講習会 開催

令和4年5月15日(日)、日本柔整会館において、令和4年度第1回指導者養成講習会が開催された。今回は対面受講・オンライン受講併用のハイブリッド方式で行われ、北海道から岐阜県の22社団が対面により受講した。午前中は指導者評価の確認方法についての説明と評価チェックポイント解説、合同で実技実習を行った。午後からは「整復法固定法」・「超音波観察装置による画像描出の操作法」について担当講師の指導者評価確認を受けた。

長尾淳彦副会長は「匠の技 伝承プロジェクト」のプレ開催を行った2019年当時は対面で講習を行っていたが、新型コロナウイルスの感染拡大により2021年以降はオンラインでの開催を余儀なくされた。しかし今年はハイブリッド方式を導入し、各地区の代表者には対面での講習を行います。「骨折・脱臼の患者が来ないのに何故このような講習を行うのか」という意見もあるが、骨折・脱臼を診ることができるというベースがあってこそ捻挫・打撲・挫傷を診ることができ、機能訓練指導員としても活動ができるのであり、骨折・脱臼を診られないのであればリラクゼーション施

設の施術者となら変わらない。そして超音波観察装置等を用いて患者の安全を確認しながら業を行い、今以上に国民の信頼を得るためにこのプロジェクトを進めている。このような背景を理解したうえで、指導者として各地区でその技術と想いを伝えていきたいと趣旨説明を含めて挨拶した。



長尾副会長

◎指導者評価確認ポイント解説

森川伸治学術教育部長から指導者評価確認方法についての説明があり、続いて山口登一郎講師、佐藤和伸講師が実技評価のチェックポイントを解説した。

山口講師は“患者は背臥位とし、膝関節を屈曲させることで牽引時の痛みを緩和させる。患肢は肩関節外転60度、肘関節が屈曲90度位で末梢牽引することが望まれる。牽引時には橈屈している遠位骨片をやや尺屈気味に牽引することがポイント。掌屈、尺屈する際には両母指が末梢骨片に当たっているか、両示指が近位骨片の遠位端にあるか、も重要。また施術にあたっては、合併症や後遺症、整復法等に関して必ず口述説明を伴うこと”、佐藤講師からは“どこに何が描出されているのかを説明しながら観察していただきたい。モニターには長軸走査では、向かって左が中枢、右が末梢となるようにする。プローブは押し付けずに軽く把持し走査する。肩関節を観る際には、被験者の手は大腿部に置いて肩は少し引き気味にする。橈骨遠位端骨折ではリスター結節から橈側のほうにスライドさせると橈

骨莖状突起が描出される。中間位だと橈骨外側には舟状骨と橈骨遠位端の掌側が描出され、尺側に描出すると丸くなった月状骨が描出される。その際にも、橈骨遠位端はひとつの線状高エコーとして末梢から中枢まで描出していただきたい。肩関節脱臼では、被検者のちょっとした内外旋で、小結節・大結節が描出できないことがあるので注意する。大結節から長軸で写し、肩峰から棘上筋腱を描出する”と重要な評価ポイントについて説明した。



森川学術教育部長



山口講師



佐藤講師

◎合同実技実習

講師の実演・指導のもと、各受講者は金属副子、厚紙副子などの固定具を作成後、合同実習が開始され二人一組になって午後から始まる個々の指導者評価確認に

備えて、「整復法固定法」・「超音波観察装置の操作法」について時間の限り実習した。



匠の技 伝承プロジェクト

Takumi no waza Densho Project



午後からの評価審査に備えて各自実習
講師も巡回して指導

◎受講者代表2組による評価確認の実技シミュレーション

整復法・固定法について適切な説明対応力(口述)も評価確認の基準要素



長野県指導者候補



栃木県指導者候補

◎指導者評価確認

午後からは指定された評価会場で一組ずつ個別に指導者評価確認を行った。

各受講者は都道府県ごとに分かれて指導者講習の重点部位『橈骨遠位端骨折』と『肩甲上腕関節脱臼』についての整復法・固定法の施術実技、超音波観察装置による画像描出を行い、日整が定めた評価個人票の評価基準により担当講師の評価確認を受けた。「術者と患者の位置が適切である」「整復時の患者の肢位が適切である」「固定肢位が適切である」等の評価ポイントに加え、説明対応の口述能力も評価対象としている。なお、評価判定結果が芳しくない受講者は、講師のサポートを受けて再度確認行うことにしている。



整復法固定法の評価確認



超音波観察装置の評価確認

指導者評価確認終了後、山口講師からは“肩関節の麦穂帯で苦勞された方が多いかと思う。右側が患肢の場合、患者がベッドの中央に座ると至近距離で巻くことになり包帯の走行がよく見えない。ベッドの右端に座ってもらったほうが少し離れて全体を見ながら巻くことができるので巻きやすい”とアドバイスがあり。佐藤講師からも“全体的にしっかり良く出来ている。今回は静的な観察を行ったが、実際の臨床では動的な観察も非常に重要となる。今後、観察を行う際には動かしながら行うとより面白い。ぜひ楽しみながらやっていただきたい”と受講者の努力をねぎらい、技術の完成度を高めていただきたいとの一言があった。

続いて森川部長が“骨折・脱臼に遭遇する機会は少なくなってきたが、我々柔道整復師「ほねつぎ」がそれを診なくなると、益々業務が縮小してしまう。必ず患部に触れて評価をしたうえで、その評価を確認するために超音波で観察するという癖をつけていただきたい”と挨拶した。

最後に、長尾副会長が“指導者候補の皆さんが各地域で会員を指導する際に、どのような点に注意すべきかをアドバイスさせていただきました。ご質問だけではなくご意見、ご要望も挙げていただければ真摯に対応したい。今回の講習会を第一歩として、皆さんのお子さん、お孫さんの代まで柔道整復業界が続くよう取り組んでいく”と総括し、富永敬二理事の閉会の辞で今回の対面による講習会は終了した。

次回は、9月4日(日)に開催が予定されている。

第1回指導者養成講習会
ダイジェスト動画はこちらから



You Tube

超音波で 運動器をみる

肘関節 II

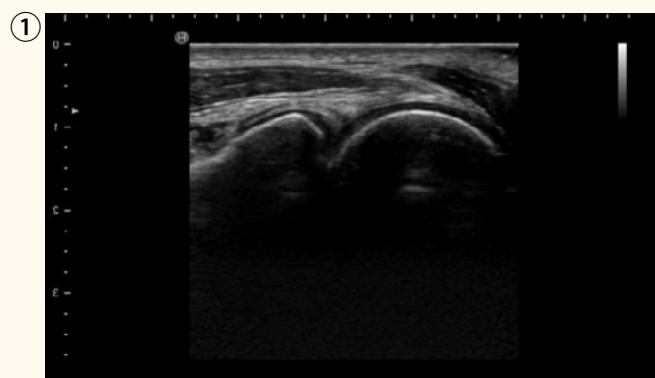
肘関節を 観察する

■ 野球肘 離断性骨軟骨炎

右の画像①は、健康な成人のものです。

画像②は、小児の離断性骨軟骨炎の橈骨小頭を観察したものです。

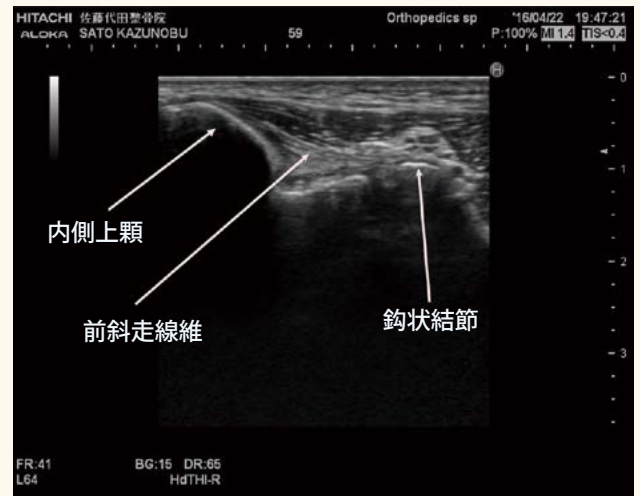
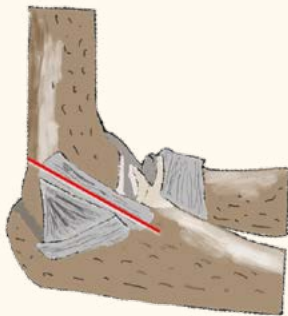
骨の線状高エコーは、不整となりエコーが入り込む様子が観察されます。



■ 肘関節内側からの長軸走査(内側側副靭帯)

肘関節の内側側副靭帯は、前斜走線維束、後斜走線維束、横走線維束からなり、前斜走線維は肘関節内側の安定性に最も寄与し内側側副靭帯損傷でしばしばみられます。

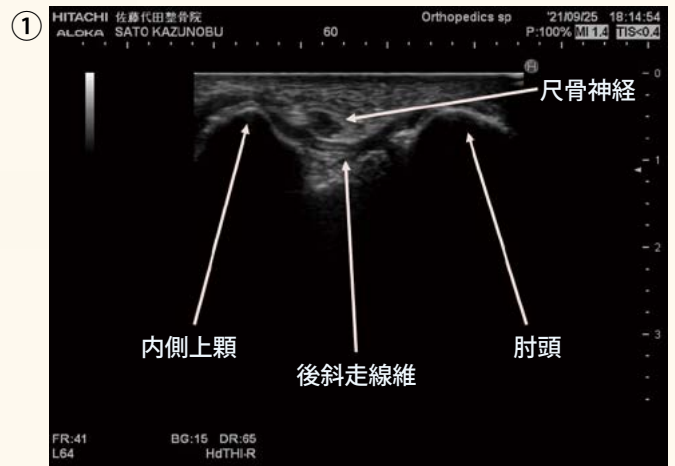
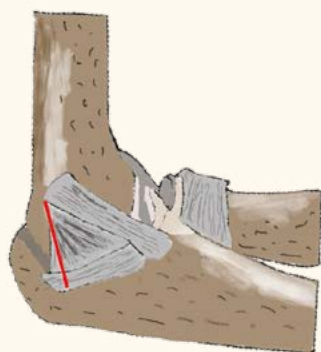
右の画像は、前斜走線維の長軸走査でランドマークは、上腕骨内顆と鈎状結節となります。



■ 肘関節内側の観察

後斜走線維は、伸展時弛緩し屈曲することにより緊張します。

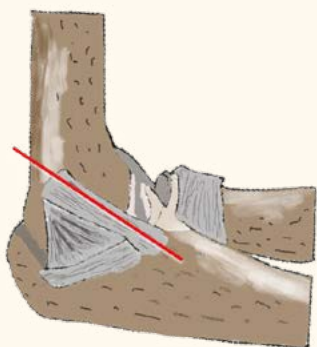
右の画像①は、肘関節の軽度屈曲のものです。屈曲するにつれ後斜走線維は、緊張し尺骨神経を押し上げます。走査方法は、内側上顆をランドマークとし、そこを起点に扇状にピボット走査を行い、靭帯の層状の線状高エコー(フィブリラパターン)を描出します。



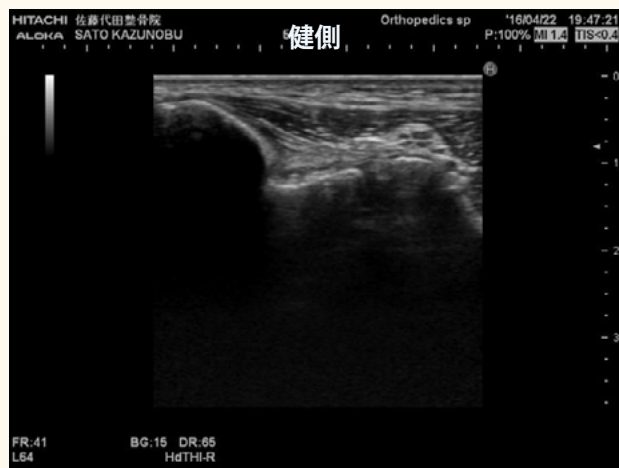
■ 野球肘 離断性骨軟骨炎

右の画像①は健側②は患測の内側側副靭帯(前斜走線維)を描出したものです。

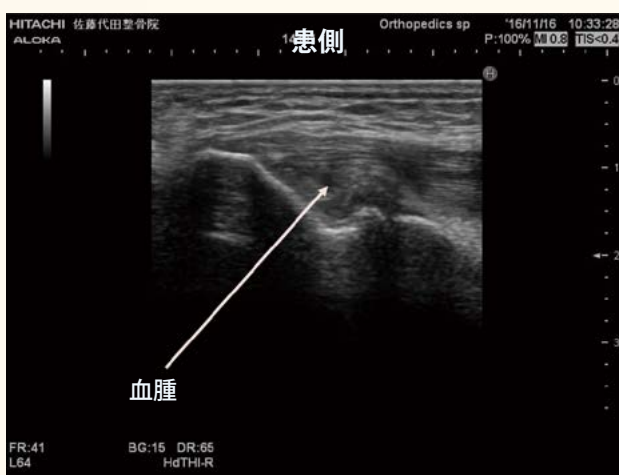
②において、損傷の程度は不明ですが、靭帯の層状の線状高エコー(フィブリラパターン)は不整となり、関節内には血腫と思われる無エコーが広がります。



①



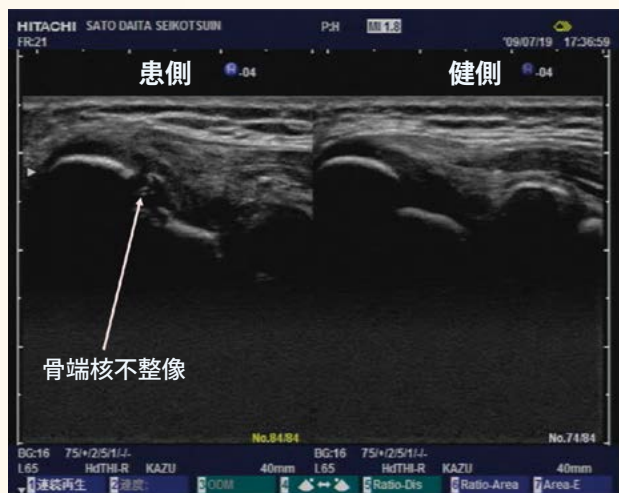
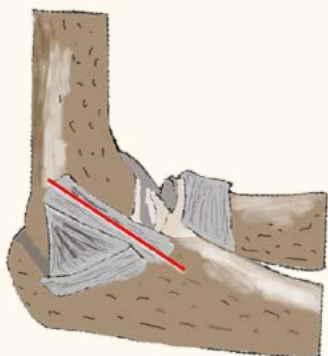
②



■ 内側型野球肘

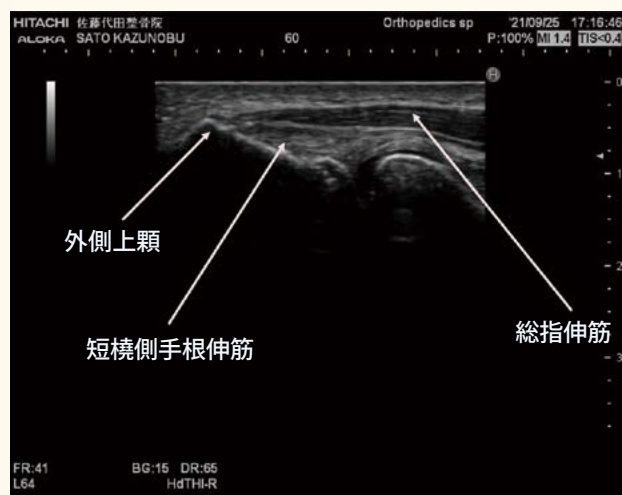
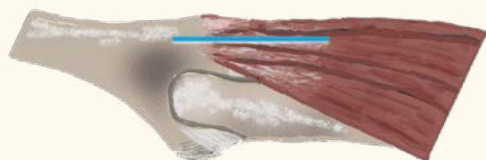
11歳 男子 投球時の疼痛
内側上顆への圧痛
著しく 肘関節の運動制限(+)

骨端核の線状高エコーは、離断され不整像を観察する。



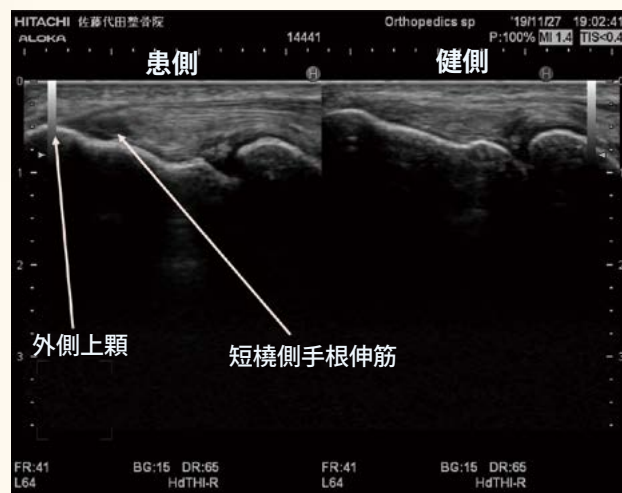
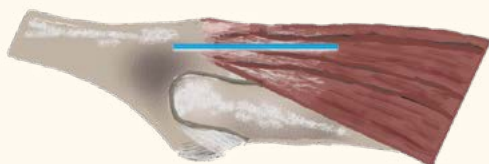
■ 肘関節外側上顆の観察

外側上顆に総指伸筋と短橈側手根伸筋が附着します。短橈側手根伸筋は、橈骨頭のあたりで、深層に潜り込み外側上顆に附着します。



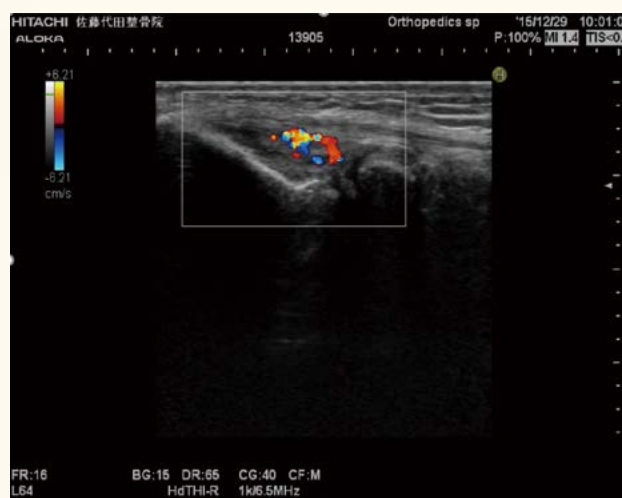
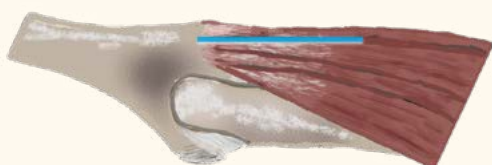
■ 肘関節外側上顆炎

外側上顆に附着する短橈側手根伸筋は、低エコーとなり腱の腫脹を観察します。



■ 肘関節外側上顆炎(ドプラーによる観察)

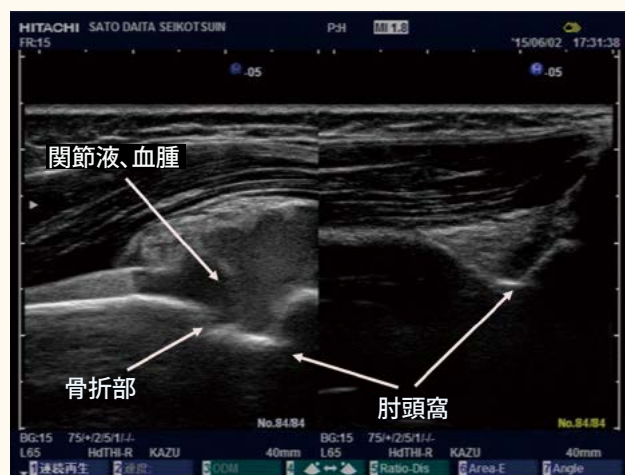
右の画像は、ドプラー法により、生体内血行動態に色を付けBモード画像上に重ね合わせながらリアルタイムで表示したものです。新生血管による組織内の炎症を、リアルタイムで、観察します。



■ 上腕骨遠位端骨折

肘関節内の骨折の際、理学所見では腫脹、熱感、運動痛、運動制限が顕著に現れます。超音波観察では、関節内の関節液、血腫の増大により無エコーが現れ、脂肪体が押し上げられるファットパッドサインとして描出されます。

骨折の際、骨の線状高エコーの離断を観察しますが、肘頭窩、鉤突窩に走行する骨折線は、窩のため骨の走行が斜めになっていることと、損傷部が深いいため、観察には注意が必要です。

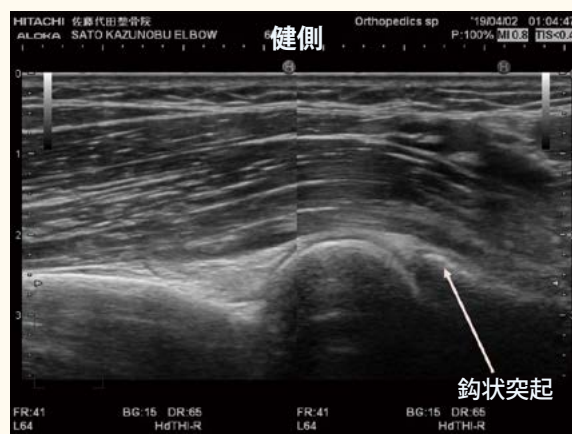


■ 尺骨近位端骨折(鉤状突起骨折)①

右の画像は肘関節前面からの長軸走査です。

健側と患側を比較し、それぞれの滑車と鉤状突起の位置関係をみます。

患側の鉤状突起は、滑車より上方に位置し、骨の線状高エコーの離断が描出され、鉤状突起の骨折を考えます。また、関節包内にはファットパッドサインと無エコーを観察します。

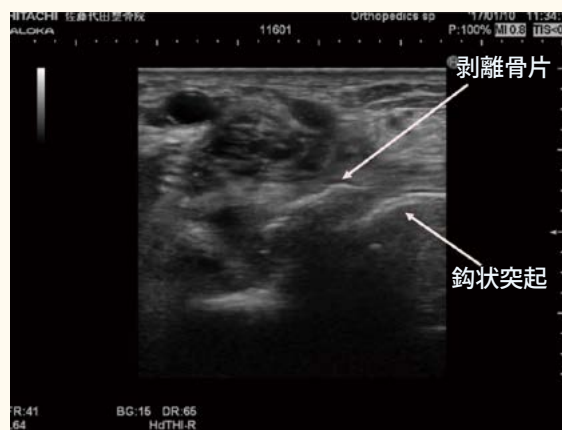


■ 尺骨近位端骨折 (鈎状突起骨折) ②

右の画像は肘関節前面からの短軸走査です。

まず、上腕骨下端の関節面を描出し、小頭と滑車による線状高エコーとその上方には関節包内の血腫による無エコーを観察します。

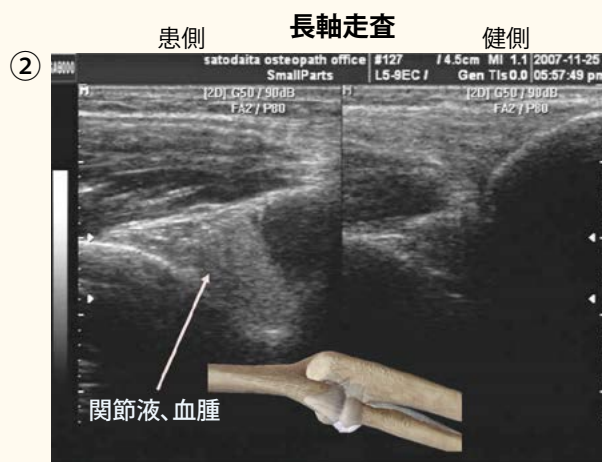
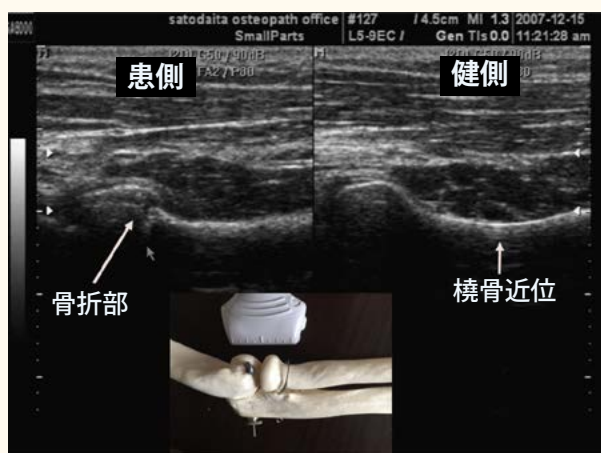
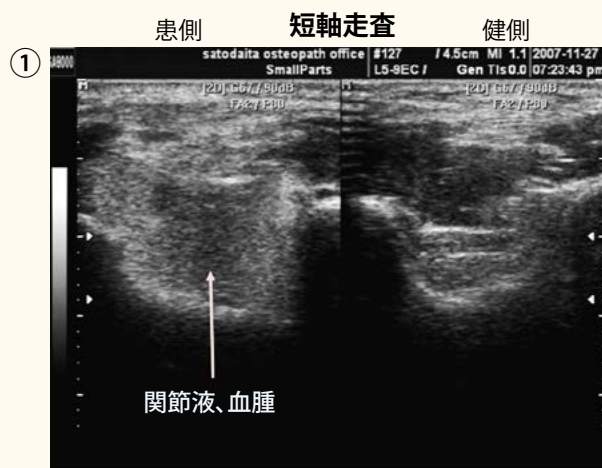
次に、その位置から末梢方向にスライドさせ、鈎状突起と骨片による離断された線状高エコーを観察します。



■ 橈骨近位端骨折 (橈骨頸部骨折)

橈骨頸部骨折のtype I では、画像所見ではっきりしないことがあります。そこで大切なのは、関節内骨折を疑うファットパッドサイン有無となります。右の画像①のように、血腫により脂肪体は上方に押し上げられます。

画像②は、橈骨の近位部の長軸走査です。患側では、橈骨の頸部に、離断された線状高エコーが観察されます。



第42回北信越学術大会富山大会ワークショップ

テーマは「超音波観察装置で観る膝から足部にかけての軟部組織損傷」

匠の技指導者候補 大野重浩(富山県)



令和4年6月19日(日)午後1時より富山市のホテルグランテラス富山において日整主催ワークショップが開催された。学術大会会場に隣接する会場において新型コロナウイルス感染予防を徹底して各県より参加者が集った。

開会の挨拶では長尾淳彦副会長より「このワークショップの趣旨は我々柔道整復師が超音波を堂々と使える環境を作ることが大前提である。『匠の技 伝承』プロジェクトにおいても骨折脱臼の整復固定と共に超音波観察装置を使うことを目的としている。できれば接骨院へ行けば超音波観察装置で当たり前のように見てもらえる世界を作りたいが、まだまだその進捗状況は厳しい。今日は膝から下の軟部組織損傷を日整学術教育部の佐藤先生から学んで欲しい。病院やクリニックでは検査機器を使って病態を見てから先生が診る形式となっているが、我々柔道整復師が培ってきた発生機序からの問診、視診、触診、徒手検査を行い、病態を把握してから超音波での観察を行っていただきたい」と述べられた。

続いて、佐藤和伸講師の「超音波観察装置で観る膝から足部にかけての軟部組織損傷」の講演が始まった。

まずはスクリーンに投影されたiPadの解剖画図を使って膝から下の軟部組織を確認した。「このようなデジタルアプリによるディスプレイへの投影は、超音波観察における損傷部の皮下の組織の確認や状態把握に有効であり、患者さんへの説明にも有用である」と述べられた。

続いてプローブの持ち方(プローブは下部を持ち4指、5指を患部周囲に固定する)、モニターに映し出す向き(患部の中枢は向かって左、末梢は向かって右)患部へのプローブの当て方(入射角の調節:プローブは見たい組織に垂直に当てる)その他に超音波観察器における特徴的な画像(多重反射、音響陰影、後方音響増強)について述べられた。

各部位の観察では解剖図やX線、MRI画像と超音波で観察される画像、動画を比較し各組織の特徴、超音波での見え方、観察上のランドマーク(組織内の目印となるもの)が紹介された。

膝関節の観察では内側側副靭帯、外側側副靭帯、腸脛靭帯、鵞足部、膝蓋靭帯と脛骨粗面、膝蓋骨上部(膝蓋上囊)とセティング運動、変形性膝関節症、オスグッド・シュラッター病。足関節の観察では前距腓靭帯の描出やストレステストによる靭帯断裂や小児の腓骨下端骨折が紹介された。一通りの軟部組織の紹介が終了し、会場の参加者がモデルとなり、膝の超音波画像をスクリーンに描出して説明された。

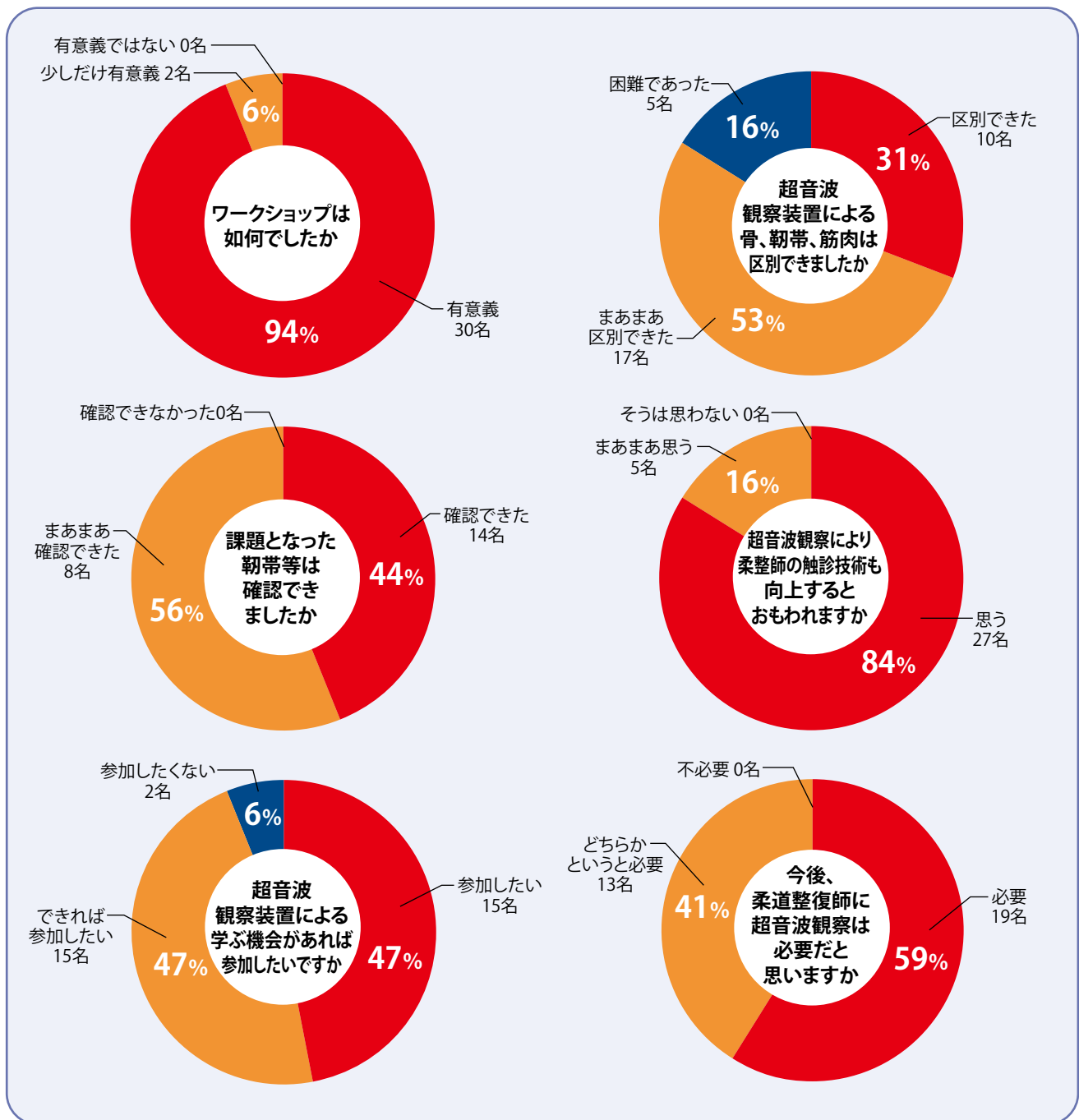
また「超音波観察装置を接骨院で購入したからといって患者さんが増えることは無いが、患者さんとのコミュニケーションや高い信頼関係を築くことができる」と述べられた。

このあと会場に置かれた5台の超音波観察装置を使い、参加者がモニターを見ながらプローブを操作した。はじめて超音波観察装置にふれる参加者は、モニターを見ながらプローブを持った手を動かす動作において、モニターを注視するとプローブが浮き、あらぬ方向に動いてしまうため操作に四苦八苦していた。

実技練習のあと佐藤講師からの提言において、「性能の

良い機器は組織内を見やすく映し出しますが、安価な機器では慣れた方でもよく見えないことが多く飽きやすい。もし超音波観察器を購入されるならできるだけ性能の良い機器をお勧めする」と述べられた。佐藤講師の講演、参加者の実技練習が終わり、参加者に今回のワークショップに対するアンケートを求めた。

参加者52名中の62%(32名)から回答を得た。



以上がアンケートの結果である。

全国で初めての試みとなる第42回北信越学術大会ワークショップは終了した。開催にあたりご尽力いただい

た日整及び会場となった富山県の担当の皆様、そして参加いただいた各県の会員の皆様にはこの場を借りてお礼申し上げます。

日整学術大会 開催報告

第49回 北海道学術大会

令和4年7月10日(日)第49回北海道学術大会が新型コロナウイルス感染防止対策を実施して3年ぶりに開催されました。

基調講演では公益社団法人日本柔道整復師会の三橋裕之副会長による「伝統を守る・そして時代に沿う」と題し、業界の現状やこれからの改正などについて説明され、続いて森川伸治学術教育部長より匠の技の重要性やオンライン環境の構築について講演が行われました。

続いて特別公演は、医療法人北海道整形外科記念病院の近藤真院長による「五十肩および上肢疾患を考える」と題し、日々の業務で柔道整復師が経験しそうな症例や、貴重な手術画像を用いて講演していただきました。

午後からは、研究論文発表8題と超音波観察装置の実演と体験、7名の実技発表が行われ、日本柔道整復接骨医学学会学術大会の発表者に、釧路ブロックで共同研究された蔵本紀雄会員が推薦されました。



近藤真先生

(公社)北海道柔道整復師会 広報部

第41回 東北学術大会岩手大会

7月9日(土)、10日(日)、3年ぶりに東北6県の会員も来場し、オンライン配信も含めたハイブリッド方式をとり第41回東北学術大会岩手大会が開催しました。

北海道学術大会、九州学術大会と同日開催でしたが、公益社団法人日本柔道整復師会 伊藤述史会長に学術大会会長挨拶をいただき2日間の学術大会が始まりました。

特別講演では、IBC岩手放送のアナウンサーであり気象予報士、防災士でもある神山浩樹氏に『自然災害への備えで一番大切なこと』と題し、岩手県を中心に東北地方の過去の自然災害から学ぶべき教訓や対策、また自身のラジオ生放送中に発生した東日本大震災当時の様子や直後から岩手県沿岸被災地に赴き、停電が続き電話も不通となった現地の正確な情報をラジオで伝え続け、各地の避難所での孤立を防ぐことに奔走したこと等を講演いただきました。また、「匠の技 伝承」プロジェクト講師の佐藤和伸先生による動画講演、さらに会場では日整から貸与いただいている超音波観察装置を利用した体験会を行いました。会員発表においても東日本大震災に触れた論文があり、我々が自然災害に対してどのように備え、対応し、活動していくのか思慮する大会となりました。



神山浩樹氏

令和4年度 東北ブロック会事務局長 笹山 明

第49回 九州学術大会大分大会

令和4年7月9,10日にレンブラントホテル大分にて公益社団法人日本柔道整復師会第49回九州学術大会大分大会を、感染症対策に留意し、リアル開催とYouTube配信によるハイブリッド形式で開催。

当初、東京オリンピック2020開催の為に1年延期となり、実行委員会でオンライン・リアル・ハイブリッドと、どの方法でも開催できるように準備を進めてきたがコロナ禍の為、更に1年延期となり、今回3年ぶりの大会となる。

学術大会では、長尾淳彦日整副会長による講演と、今回初めての取り組みである佐藤和伸日整講師によるワークショップ、また九州8県より投稿選出された12論文を九州ブロック会の学術部で審査し、優秀論文上位8編を、口頭発表した。

前日に安倍元首相が凶弾に倒れられ、学術大会当日が第26回参議院議員選挙投票日だったが、開会式・前夜祭は227名、学術大会では380名の参加者を迎えられた。YouTubeの閲覧数も7/10現在、300余名を超える視聴があった。今回、初の試みが多く苦労したところがあったが、来年の福岡大会に繋がり、新しい形式での試金石となる大会になったことをご尽力をいただいた関係各位に深く感謝申し上げます。



公益社団法人大分県柔道整復師会 江崎博明会長

(公社)大分県柔道整復師会 広報部長 尾林 大生

第42回 北信越学術大会富山大会

令和4年6月18日(土)、19日(日)の両日、富山市のホテルグランテラス富山において本学術大会が開催された。

2日目午前9時より、日整から三橋裕之日整副会長による基調講演「伝統を守る そして時代に沿う」また長尾淳彦副会長より学術教育部からの指針「匠の意義と超音波の必要性と認定」と題して講演いただいた。

続く特別講演は、「身近な物理療法の基本的知識と肩こり」と題し学校法人木島学園北信越柔整専門学校 碓井貞成校長による講演は、コロナ感染症拡大防止を考え事前に収録したビデオを放映した。

講演内容は日常にありふれた肩こりについてその歴史、肩こりを起こす病気を本態性肩こりと症候性肩こりに分類し、それらに関連して生じる症候性肩こりについて説明をいただいた。

次に物理療法では電気療法・温熱療法・輻射熱療法・変換熱療法・光線療法、特に温熱療法の変換熱療法についての原理の違い、適用と禁忌等を詳説いただいた。

午後からは北信越各県の一般会員による研究発表と実技発表が行われ、2日間に渡り開催された学術大会は盛会裏に終了した。



碓井貞成先生によるビデオ講演

(公社)富山県柔道整復師会 広報部、学術部

令和4年度 日整主催学術大会一覧

地区	担当都道府県	学会大会名称	開催予定日
東京	(公社)東京都柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第39回東京学術大会	令和4年9月11日(日)
大阪	(公社)大阪府柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第14回大阪学術大会	令和4年10月1・2日(土・日)
近畿	(公社)京都府柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第45回近畿学術大会 京都大会	令和4年10月16日(日)
東海	(公社)岐阜県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第55回東海学術大会 岐阜大会	令和4年10月22・23日(土・日)
関東	(公社)山梨県柔道整復師会	公益社団法人日本柔道整復師会 第43回関東学術大会 山梨大会	令和5年3月18・19日(土・日)

令和4年度 周年記念式典開催日

都道府県	式典名称	開催日・会場
(公社)東京都柔道整復師会	創立70周年・公益社団法人設立10周年記念式典	令和4年10月30日(日) 明治記念館
(公社)山梨県柔道整復師会	公益社団法人設立10周年記念式典	令和4年11月27日(日) ホテル談露館
(公社)富山県柔道整復師会	創立100周年・社団法人設立62周年記念式典	令和4年12月18日(日) ホテルグランテラス富山
(公社)神奈川県柔道整復師会	創立100周年・社団法人設立75周年記念式典	令和5年2月23日(祝・木) 横浜ベイホテル東急

日整親善ゴルフ大会 中止	令和4年9月17日(土)前夜祭 令和4年9月18日(日)ゴルフ大会 サンヨー72カントリークラブ
---------------------	---

学術・生涯学習講習会開催のお知らせ

公益社団法人日本柔道整復師会「学術・生涯学習講習会」を下記のとおり開催予定です。

日時: 令和4年11月19日(土)午後1時

会場: 日本柔整会館

〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9

・特別講演(公開講座)

訂正と お詫び

前号、日整Feel!Go! Vol.260において下記のページに誤りがございました。
謹んでお詫び申し上げます。

P23 誤)第3支部福祉部長 正)第3支部副支部長

P28 上腕骨骨幹部の短軸操作の図の「上腕筋」と「上腕二頭筋」の標記が逆

※修正を日整HPに掲載しております。

柔道に学ぶ



人生の答えは柔道にあり。

嘉納治五郎師範の言葉に学ぶエッセイコラム



講道館参与
鮫島元成

昭和25年鹿児島県生まれ。
昭和49年東京教育大学体育学部卒。
全日本柔道連盟教育普及委員会副委員長。柔道連盟強化コーチとしてナショナルチームを指導。日整全国柔道大会など4大会の大会審判長を務める。

柔道を愛する少年達のために

…教授上第一に注意すべきことは、初心者には怪我をさせぬことは勿論、苦痛を感じせしめぬようにしなければならぬ。初心の者は、怪我をせぬにしても、痛かったり苦しかったりすると稽古を中止したり、継続はしても畏縮(…おそれる)して伸びた業が出なくなって仕舞う。子供は子供のように、大人は大人のように心の注意をして苦痛を感じせしめぬようにして当分稽古を続けさせねばならぬ。…
[柔道の専門家に告ぐ](大正6年2月『柔道』)

嘉納師範は柔道の普及のためには初心者に苦痛を与えぬよう指導者は細心の注意を払うように説いている。苦痛とは身体的にも、精神的にもである。

全日本柔道連盟から、①全国小学校学年別柔道大会が廃止(2022年3月14日付)と、その前には、②中学生の試合においての絞め技が禁止(2022年4月以降)の発表があった。

①の理由は、行き過ぎた勝利至上主義(事理弁明の能力が十分でない小学生が勝利至上主義に陥らないように)が理由である。またその後の報道では大会において保護者、コーチ等の審判の判定への激しい抗議などもその理由に上がっている。

私も以前から小学生の試合は多すぎると考えていた。ただ必要ではないということではない。私が講道館の少年部の指導をしていた時、少年部の試合出場は月次試合、区民大会、都学年別大会に限定していた。月次試合は月に一回、他は1年に1回の大会である。それでも特に勝ち負けに執着していた記憶はない。おおらかないい思い出しかない。しかし、最近の大会に携わってみると確かに勝利至上主義等の弊害が散見される。その理由での全柔連の決定は英断だったかもしれない。決定に多くの時間をかけたことは想像に難くない。

しかし、わたしはこの決定に反対である。もう少し時

間をかけ、この弊害を取り除く方策を検討し、教育的見地から組織として努力をすべきであると考え。これまでも各組織(都道府県連盟、中体連、高体連、全柔連)各々の立場でこのことを努力目標に挙げ、その成果は徐々にあるが発現されていると考える。マナーや、モラルに委ねていたことを、ルール化して、違反したらペナルティーを与えることも一方法である。

実施が簡単でないことは理解しているが、勝利至上主義は東京オリンピックが終了した今振り返ると、全柔連を始め、ほとんどの柔道関係者が金メダル獲得を期待したように、誰しもが持っている感情でもある。柔道は教育であるから、その考えをすべて否定的に考えることなく、時間をかけて徐々にいい形に変化させていけばよい。完全を目指すことは無理である。だからと言って、大会を廃止して解決する問題だとは思わない。少年たちの責任ではない、指導者、保護者、そしてマスメディアの責任である。決定はあまりにも短絡的であったと思う。

②に関して。この決定は中学生の大会での絞め技の禁止であって、「講道館柔道」の技術体系からの絞め技がなくなるわけではない。中学生であっても絞め技を勉強することは大切なことである。この件に関しては、「武道の特性」「かばいながら制する」「潔さ」の内容で後日述べたい。

日整全国少年柔道大会、および形競技会は11月20日(日)講道館大道場で開催される。各都道府県の予選は始まっているが、予選、本大会において上記の事項が改善され、できるならば今後の少年大会の指針になるような大会になるように、大会関係者、指導者、保護者が努力し、将来ある少年たちの健全な発達に貢献する機会にしたい。

理事会 だより

令和4(2022)年度 第1回理事会

開催場所	日本柔整会館
開催日時	令和4年4月28日(木) 13時00分～17時00分
理事現在数及び定足数	現在数16名 定足数9名
理事出席者	理事16名中16名出席 松岡、三橋、長尾、石原、伊藤、竹藤、 山崎、川口、徳山、豊嶋、齊藤(勝)、 森川、大河原、富永、齋藤(武)、田村
監事出席者	監事2名中2名出席 嶋谷、高橋
その他の出席者	志田弁護士
議長	松岡会長
司会	三橋副会長

会議の概要

対面により実施された。冒頭で議長が司会進行を三橋副会長に依頼した。次に、定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、松岡保会長と嶋谷清・高橋政夫 両監事とであることを確認した。開会から閉会まで三橋裕之 副会長が進行した。

議題

第1号議案 『イノベーション本部について』

松岡会長から議案について説明があった。審議の結果、第2ステップへ進むことについて承認可決した。

第2号議案 『帰一賞の推薦等について』

(1)各都道府県柔道整復師会からの申請を受けて、三橋副会長から「帰一功労賞」、長尾副会長から「帰一学術賞」、竹藤事業部長から「帰一精練賞」受賞者候補(敬称略、順不同)に係る説明があった。審議の結果、承認可決した。

〈帰一功労賞〉6名

田代富夫(栃木県)、竹内廣尚(東京都)、
阿部松雄(新潟県)、河合優(富山県)、
川口靖夫(大阪府)、布施正朝(大阪府)

〈帰一学術賞〉1名

渡邊英一(神奈川県)

〈帰一精練賞〉5名

荻野義之(埼玉県)、町田尚司(埼玉県)、
河邊法隆(香川県)、安東鉄男(大分県)、
奈須開生(宮崎県)

(2)帰一賞は、本来通常総会において表彰するところではあるが、コロナ禍の状況を踏まえ、昨年一昨年同様、令和4年度においても帰一賞等授与式は実施しない(該当県に盾等を郵送する)ことについて、三橋副会長から説明があった。審議の結果、承認可決した。

(3)柔道整復師関連資料を蒐集し、柔道整復業界草創期の初代会長 市川斂(おさむ)先生をはじめとする先達の思いを編纂伝承され、多大なる貢献をされた市川正氏(斂先生の孫で静岡県在住)へ感謝状を贈呈することについて、三橋副会長から説明があった。審議の結果、承認可決した。

第3号議案 『会費免除申請について』

各都道府県柔道整復師会からの申請を受けて、三橋副会長から議案について説明があった。新規終身免除申請21名および所得等に関する免除申請17名について、審議の結果、承認可決した。

第4号議案 『通常総会開催日時等について』

三橋副会長から標記議案に係る以下内容についての概要説明があり、審議の結果、いずれも承認可決した。

(1)通常総会開催日時等について

令和4年6月26日(日)

12時開場 13時開会 於:日本柔整会館

(2)役員選任の日程について

告示日が5月6日、立候補受付期間が5月27日から6月3日正午まで、

代議員あての通常総会開催通知の発信日が6月10日

(3)「令和4年6月26日 日整「通常総会」に於ける松岡保会長および長尾淳彦副会長の役員任期満了に伴う理事(会長および副会長 各1名)の選任選定に関する申し合わせ事項」について

①原案の「申し合わせ事項」内容について、理事会の意見を盛り込んで修正すること(当該修正は総務部一任とすること)

②その他、選挙に係る詳細については選挙管理委員会一任とすること

第5号議案『講師派遣依頼について(宮城県)』

三橋副会長から議案について説明があった。審議の結果、宮城県からの派遣依頼について、以下のとおり、派遣講師を承認可決した。

令和4年5月15日(日) 伊藤宣人 保険部長

第6号議案『今後の体制について』

三橋副会長から議案について説明があった。森川伸治理事を令和4年4月28日付けで学術教育部長とすること、加藤興平 日整顧問弁護士の顧問料について、日本柔道整復接骨医学会への推薦理事について、日本柔道整復師協同組合の正副理事長等について意見が交わされ、審議の結果、いずれも提案どおり承認可決した。

第7号議案『職員関係について』

三橋副会長から、定期昇給、特別昇給、賞与および個別契約職員との契約更新について説明があった。審議の結果、いずれも提案どおり承認可決した。

⑭ 第42回全国少年柔道大会に於ける形演武について(主催：全日本柔道少年団ほか)

⑮ 全日本実業柔道連盟に係る年会費・賛助会費等について

⑯ 日整トピック(2022/3/21 & 2022/4/6 発行号)

⑰ 各部報告

(総務部)「安否確認サービス」防災訓練反省事項ほか

(総務部)クールビズの実施について(5月から10月末)

報告事項

- ① 内閣府への変更届出書提出について(代表者変更)
- ② 会費未納者の除籍通知について
- ③ 令和3年度末日整会員各種集計資料
- ④ 第30回柔道整復師国家試験合格者状況
- ⑤ NHK「ラジオ深夜便」掲載記事(3～4月号)等について
- ⑥ 「日整登録柔道整復師」登録状況
- ⑦ 「日整ニュースレター」登録状況
- ⑧ 理事会(2/22)議事録について
- ⑨ 臨時理事会(1/7、1/19、2/7、3/13)および臨時総会(3/13)議事録
- ⑩ 全国国民年金基金加入推進依頼について
- ⑪ 日整医療保険について
- ⑫ 日整のアナログ無線機について
- ⑬ 令和3年度救護及びトレーナー活動に係る助成金申請について(3/31現在)

令和4(2022)年度 第2回理事会

開催場所	日本柔整会館
開催日時	令和4年6月7日(火曜日) 13時00分～15時30分
理事現在数及び定足数	現在数16名 定足数9名
理事出席者	理事16名中15名出席 三橋、長尾、石原、伊藤、森川、竹藤、 山崎、川口、徳山、豊嶋、齊藤(勝)、 大河原、富永、齋藤(武)、田村
監事出席者	監事2名中2名出席 嶋谷、高橋
議長	三橋副会長

会議の概要

対面により実施された。議長は冒頭で定足数が満たされていることを確認。そして、議事録署名人については、定款第39条に基づき、三橋副会長と嶋谷清・高橋政夫両監事であることを確認した。

議題

第1号議案 『通常総会について』

(1) 令和3年度事業報告について

三橋副会長から標記について説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(2) 令和3年度決算案について

石原財務部長から「令和3年度決算案」(令和3年度の貸借対照表および損益計算書ならびに財産目録等の決算書類と予備費の使用について)の説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(3) 令和3年度監査報告について

嶋谷・高橋両監事から適正であった旨の監査報告がされた。

(4) 令和4年度会費免除者案について

三橋副会長から標記について説明があり、審議の結果、原案どおり承認可決した。

(5) 役員(会長及び副会長候補理事各1名)の選任並びに会長及び副会長の選定について

三橋副会長から標記について説明があった。審議の結果、原案どおり承認可決した。

(6) 通常総会の議題等について

三橋副会長から、通常総会における議題は、①令和3年度決算案の承認について、②令和4年度会費免除者案の承認について、③役員(会長及び副会長候補理事各1名)の選任並びに会長及び副会長の選定について、ならびに、報告事項は①令和3年度事業報告、②令和3年度監査報告とする旨の説明があり、審議の結果、承認可決した。

(7) 通常総会開催通知について

三橋副会長から、令和4年6月26日(日)に日本柔整会館にて開催する通常総会の開催通知における「お知らせとお願い」、「代理人選任届」、「議決権行使書」等の記載内容について、ならびに、同通知を6月10日に代議員のほか、参考資料として都道府県柔道整復師会等へも発信することの説明があり、審議の結果、承認可決した。

(8) 通常総会の議長、副議長候補ならびに議事録署名人候補について

三橋副会長から標記について説明があった。通常総会の議長候補を宮下治由代議員(福井県)、副議長候補を櫻田裕代議員(宮城県)とすること、ならびに、議事録署名人候補を小池良二代議員(北海道)および藤本義秀代議員(山口県)とすることについて、審議の結果、承認可決した。

第2号議案 『事業報告等に係る内閣府への提出書類について』

三橋副会長から議案について説明があった。審議の結果、以下について承認可決した。

(1) 令和4年6月26日の通常総会において「令和3年度事業報告」の報告および「令和3年度決算案」を議決する手続きを経たのち、数日中に「公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律」第22条第1項に基づき、「事業報告等に係る提出書」(以下、「報告書」という。)を内閣府へ提出すること。

(2) この報告書について、内閣府の指導等により変更の必要性が生じた場合で基本的部分についての変更を伴わないときは、例年同様、その対応を担当部署一任とすること。

第3号議案 『兵庫県柔道整復師会 創立100周年記念に係る表彰申請について』

三橋副会長から議案について説明があった。兵庫県

から申請のあった、兵庫県柔道整復師会創立100周年・社団法人設立60周年記念における会長表彰1名、永年表彰32名の表彰について、審議の結果、承認可決した。

第4号議案 『講師派遣依頼について(広島県、岡山県)』

三橋副会長から議案について説明があった。審議の結果、各県からの派遣依頼について、下記のとおり、派遣講師を承認可決した。

令和4年6月19日(日) 広島県 伊藤宣人保険部長

令和4年8月7日(日) 岡山県 三橋裕之副会長

第5号議案 『令和4年度救護及びトレーナー活動助成金対象大会について』

石原財務部長から議案について説明があった。審議の結果、各県から申請のあった、今年度、各県で開催される大規模なスポーツ大会等のうち、日整の「救護及びトレーナー活動規程」に基づき助成金支給対象となる大会について、財務部で精査した内容のとおり、承認可決した。

第6号議案 『日整学術大会ワークショップ等について』

森川学術教育部長から議案について説明があった。審議の結果、「匠の技 伝承」プロジェクトの一環として令和4年度から実施する日整学術大会におけるワークショップの会場レイアウト等について、提案どおり承認可決した。

第7号議案 『日整柔道大会について』

竹藤事業部長から議案について説明があった。日整全国少年柔道大会、日整全国少年柔道形競技会および全国柔道整復師高段者大会に係る実施要項等について、審議の結果、承認可決した。

第8号議案 『特定非営利法人JUDOsへの協賛継続について』

三橋副会長から議案について説明があった。審議の結果、協賛継続について承認可決した。

③ 理事会議事録(4/28)

④ 臨時理事会議事録(5/30)

⑤ 日整医療保険について(2022年10月から)

⑥ 災害対策について

⑦ 当面の認定機能訓練指導員実務研修会日程について

⑧ 「匠の技 伝承」プロジェクト 令和4年度第1回指導者養成講習会について(5/15)

⑨ 「匠の技 伝承」プロジェクト エコー普及の為の講師派遣

⑩ 各部報告

(総務部)電気設備改修について

(その他)代議員名簿(R3年度選出版)

(その他)選任広報原稿

報告事項

① 令和4年 春の叙勲・褒章 受章者

② NHK「ラジオ深夜便」掲載記事等(5～6月号)について

編集後記

令和4年6月26日(日)の通常総会において、令和3年度の決算案等の議題が滞りなく可決されました。会長、副会長各1名の選任、選定においては代議員の過半数の得票を得て、新会長に伊藤述史前理事(東京都柔道整復師会会長)が選任され、副会長には長尾淳彦副会長(京都府柔道整復師会会長)が再任されました。

ここに伊藤新会長、三橋裕之副会長、長尾副会長の三つの鼎(かなえ)が成立しました。三角形は図形の中で最も安定しており、変形のしようがないといわれます。日本柔道整復師会も伊藤会長を頂点とした、最も強固な陣営を築いたものと思います。

伊藤会長は、就任挨拶で今あるものを一から見直し、新しいものを作る最高のチャンスだと述べ、その決意を内外に示されました。人間万事塞翁が馬、柔整業界も糾える縄のごとく、禍福は複雑に絡み合っています。この10年間、柔整療養費の減少は柔道整復師を限界まで追い詰めています。心機一転、起死回生のチャンスがめぐってきたように思います。次にめぐってくるチャンスをしっかり掴み、上昇気流に持って行くように役員一丸となって新しい日本柔道整復会を支え、会員のため、柔道整復師のために船出していかなければならないと役員一同決意を新たにしています。

東京2020が終わり、ちょうど1年が経とうとしており、オリンピック・パラリンピックのレガシーとして様々な文化が花開くと思います。日本柔道整復師会がこのオリ・パラに貢献したレガシーはこれからの日整に新たな一面を開くものと期待しています。と同様に、柔道整復業界も進歩と発展を目指して、新しい一步を踏み出していかなければなりません。

コロナ後における柔整業界は日整の主導で、電子化による電子請求やオンライン資格確認が進んでいくと思います。また、療養費の抜本的改革を目指して大きく飛躍しなければならない時代にきています。伊藤会長の宣言された、「ワクワク、ドキドキ」するような業界にするべく前進していきましょう。

広報部長 山崎 邦生

令和4年8月20日発行
公益社団法人 日本柔道整復師会
〒110-0007 東京都台東区上野公園16-9
電話 (03) 3821-3511(大代表)

発行人 伊藤 述史
編集者 山崎 邦生
制作・印刷所 株式会社外為印刷



Judo Therapist Code of Ethics

Widely recognized as a part of Japan's national medical system, Judo therapy has been passed down from generation to generation. With the aim of continuing the tradition and practice into the future, the following code outlines the philosophy of the practitioners of Judo Therapy, as well as its ideals and goals.

1. Practitioners of Judo therapy shall carry out their work with pride and responsibility, persisting in compassionately aiding humanity through their work.
2. Practitioners of Judo therapy shall endeavor to nurture the people as role models of the nation, while cultivating the spirit of Judo, as they have since the ancient times.
3. Practitioners shall endeavor to value cooperation and respect focusing on their work without acting above or below their positions.
4. Practitioners, while continuously striving for the improvement of the esteemed techniques in the study, they will treat their patients with earnestness, sincerity, and in good faith.
5. With this code, they will honor their entrusted duties, strictly keeping the confidential information obtained in the course of this business, and with all their effort, in the recovery of the patient regardless of race, religion, sex, and any other social status.

June 14 1987

柔道整復師倫理綱領

国民医療の一端として柔道整復術は、国民大衆に広く受け入れられ、民族医学として伝承してきたところであるが、限らない未来へ連続として更に継承発展すべく、倫理綱領を定めるものとする。ここに柔道整復師は、その名譽を重んじ、倫理綱領の崇高な理念と、目的達成に全力を傾注することを誓うものである。

- 1、柔道整復師の職務に誇りと責任をもち、仁慈の心を以て人類への奉仕に生涯を貫く。
- 2、日本古来の柔道精神を涵養し、国民の規範となるべく人格の陶冶に努める。
- 3、相互に尊敬と協力を努め、分をわきまえ法を守り、業務を遂行する。
- 4、学問を尊重し技術の向上に努めると共に、患者に対して常に真摯な態度と誠意を以て接する。
- 5、業務上知りえた秘密を厳守すると共に、人種、信条、性別、社会的地位などにかかわらず患者の回復に全力を尽くす。